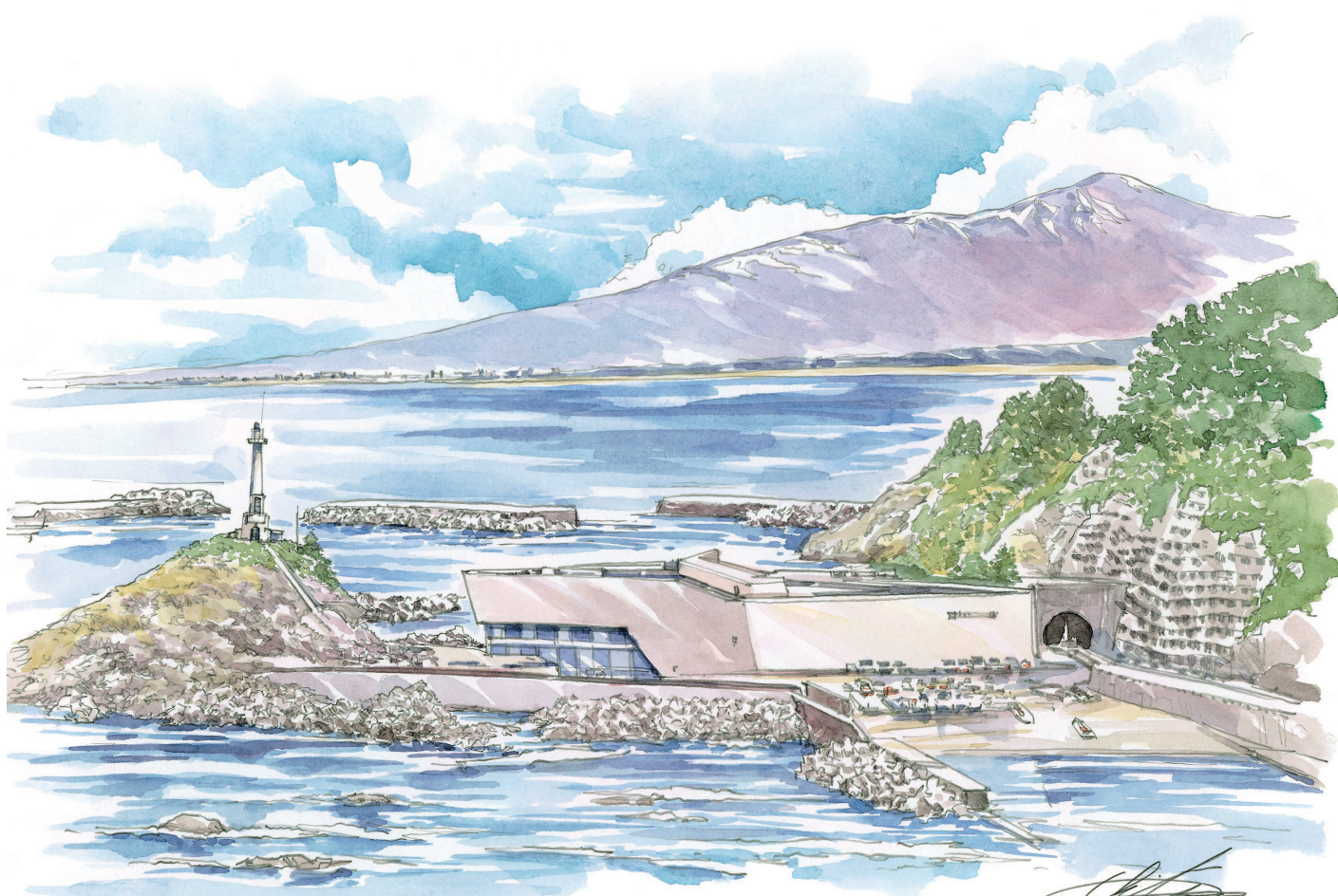


# DISCLOSURE

ディスクロージャー

# 2025



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

# CONTENTS

## ●当協会の概要

|            |   |
|------------|---|
| ごあいさつ      | 1 |
| プロフィール     | 2 |
| 役員         | 3 |
| 組織・事務分掌    | 4 |
| コンプライアンス態勢 | 5 |

## ●信用補完制度について

|                 |    |
|-----------------|----|
| 信用保証・信用保険制度のしくみ | 10 |
| 信用保証協会業務の流れ     | 11 |

## ●信用保証の内容

|              |    |
|--------------|----|
| 信用保証のご利用について | 12 |
| 主な保証制度一覧     | 14 |

## ●経営計画

|                     |    |
|---------------------|----|
| 中期事業計画（令和6年度～令和8年度） | 16 |
| 令和7年度経営計画           | 17 |

## ●令和6年度の主な取り組み

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 保証利用企業者の維持・増加に向けた取り組み              | 18 |
| 中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、経営支援の取り組み | 20 |
| 中小企業者、金融機関の利便性向上に向けた取り組み           | 22 |
| 中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み               | 23 |
| 金融機関・関係機関との連携に向けた取り組み              | 24 |
| 信用保証協会の認知度向上に向けた取り組み               | 25 |
| 働き方に関する取り組み                        | 26 |
| 地域社会発展のための取り組み                     | 27 |
| 外部評価委員会の評価及び公表                     | 28 |

## ●令和6年度事業報告

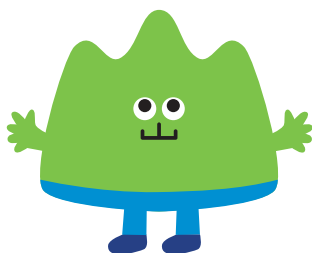
|       |    |
|-------|----|
| 事業概況  | 30 |
| 基本財産  | 33 |
| 貸借対照表 | 34 |
| 収支計算書 | 36 |

## ●統計

|           |    |
|-----------|----|
| 信用保証業務の推移 | 38 |
| 金融機関別保証状況 | 40 |
| 業種別保証状況   | 41 |
| 制度別保証状況   | 42 |

## やまぽん

山形県の豊かな自然をモチーフにしたキャラクター



## やまぽん ってなあに…？

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 誕生日      | 8月24日                       |
| 好きな食べ物   | ボン菓子、ボン酢、フルーツボンチ            |
| 身長       | 2,237m                      |
| 性格       | 気はやさしくて力持ちだが、怒ると頭が火山になり噴火する |
| チャームポイント | 山の字になっている口                  |
| 口ぐせ      | 語尾によく「～ぽん」がつく               |
| 座右の銘     | 山あり谷あり                      |

山形県最高峰  
烏帽子山より  
1m高い。

会章  
(マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字yshを鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。  
昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

## 浪漫山形百景

表紙イラスト「加茂水族館」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



## ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 西澤 義和

平素は山形県信用保証協会の業務に、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会の活動を多くの皆様にご理解いただくと共に、安心してご利用いただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務について「わかりやすく・読みやすく」まとめました。本誌を通し一層のご理解を深めていただければ幸いです。

令和6年度におきましては、コロナ禍からの正常化が進む中、中小企業者のニーズに応じた資金繰り支援等に取り組み、保証承諾額は前年度を上回る実績、保証債務残高はゼロゼロ融資等が着実に償還されるなかでコロナ禍以前より高い水準を維持することが出来ました。県内金融機関をはじめ関係支援機関の皆様方のご理解とご協力にあらためて感謝を申し上げます。

県内経済は緩やかに持ち直しの動きがあるものの、代位弁済や倒産・廃業件数は増加しているほか、コロナ禍の影響が残る事業者も少なくなく、加えて原材料費高や人件費の高騰、深刻な人手不足、そして米国関税措置の影響も懸念されるなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあると認識しております。

当協会といたしましては、関係機関の皆様との連携を高めながら、政府が示した「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に対応して、事業者の状況把握を徹底し、事業者に寄り添った資金繰り支援・経営支援を柔軟かつ積極的に実施してまいります。とりわけ昨年度に改正された「信用保証協会向けの総合的な監督指針」を踏まえ、早期の経営改善・事業再生支援等について重点的に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも経営の透明性と健全性を堅持しながら、県内経済の発展に役職員一同一丸となって邁進してまいりますので、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月



# プロフィール

(令和7年8月1日現在)

|           |                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認可        | 昭和24年8月24日                                                                                            |
| 業務開始      | 昭和24年9月22日                                                                                            |
| 人格        | 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人                                                                    |
| 目的        | 信用保証の業務を行ない、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。                                                              |
| 基本財産      | 260億5,969万円<br>内訳 基金 108億4,073万円<br>( 出捐金 72億9,795万円 )<br>( 金融機関負担金 35億4,278万円 )<br>基金準備金 152億1,896万円 |
| 保証債務の最高限度 | 1兆3,889億8,146万円(基本財産の53.3倍)                                                                           |
| 保証債務残高    | 件数 31,958件 金額 3,856億9,177万円(令和7年3月末現在)                                                                |
| 保証利用企業者数  | 14,203企業(県内対象事業者数 34,593企業)【利用率41.1%】                                                                 |
| 役員        | 理事長1名 常務理事2名 非常勤理事13名<br>常勤監事1名 非常勤監事2名(詳細は次頁のとおり)                                                    |
| 職員        | 104名(男性54名、女性28名、派遣職員22名)                                                                             |

## ● 基本理念

わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、  
地域を支える中小企業者の  
信用力の創造と経営力の向上のために、  
ともに考え、ともに歩んでまいります。

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、以下のとおり「基本理念」を定めます。

(平成30年4月1日 制定)



# 役員

(令和7年8月1日現在)

| 役職名  | 役員名    | 就任年月日                       | 常勤<br>非常勤別 | 出身母体又は現職                      |
|------|--------|-----------------------------|------------|-------------------------------|
| 理事長  | 西澤 義和  | 令和6年4月1日<br>(令和6年3月21日理事就任) | 常勤         | 山形県<br>(前：村山総合支庁長)            |
| 常務理事 | 松本 秀樹  | 令和5年4月1日                    | //         | 山形県<br>(前：企業局長)               |
| 常務理事 | 小林 俊仁  | 令和4年4月1日                    | //         | 山形県信用保証協会<br>(前：常勤理事 元：業務統括監) |
| 理事   | 奥山 敦   | 令和7年4月1日                    | 非常勤        | 山形県産業労働部長                     |
| //   | 佐藤 孝弘  | 令和3年4月1日                    | //         | 山形県市長会会長                      |
| //   | 阿部 誠   | 令和7年5月20日                   | //         | 山形県町村会会長                      |
| //   | 佐藤 英司  | 令和5年6月23日                   | //         | 山形銀行頭取                        |
| //   | 佐藤 敬   | 令和7年4月1日                    | //         | 荘内銀行頭取                        |
| //   | 西塚 英樹  | 令和6年9月27日                   | //         | きらやか銀行頭取                      |
| //   | 重松 稔康  | 令和5年10月1日                   | //         | 商工組合中央金庫<br>山形支店長             |
| //   | 佐藤 祐司  | 令和6年6月7日                    | //         | 山形県信用金庫協会会長                   |
| //   | 井口 裕士  | 令和5年6月9日                    | //         | 山形県信用組合協会会長                   |
| //   | 矢野 秀弥  | 令和2年2月25日                   | //         | 山形県商工会議所<br>連合会会長             |
| //   | 鹿野 淳一  | 令和6年6月13日                   | //         | 山形県中小企業団体中央会<br>会長            |
| //   | 高橋 智之  | 令和6年5月30日                   | //         | 山形県商工会連合会会長                   |
| //   | 平山 雅之  | 平成29年7月15日                  | //         | やまがた産業支援機構理事長                 |
| 常勤監事 | 東海林 充志 | 令和6年4月1日                    | 常勤         | 山形県信用保証協会<br>(前：総務部長)         |
| 監事   | 柴崎 渉   | 令和7年4月1日                    | 非常勤        | 山形県会計管理者                      |
| //   | 水上 進   | 令和2年7月23日                   | //         | 弁護士                           |

当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統計

# 組織・事務分掌

当協会の概要

信用補完制度について

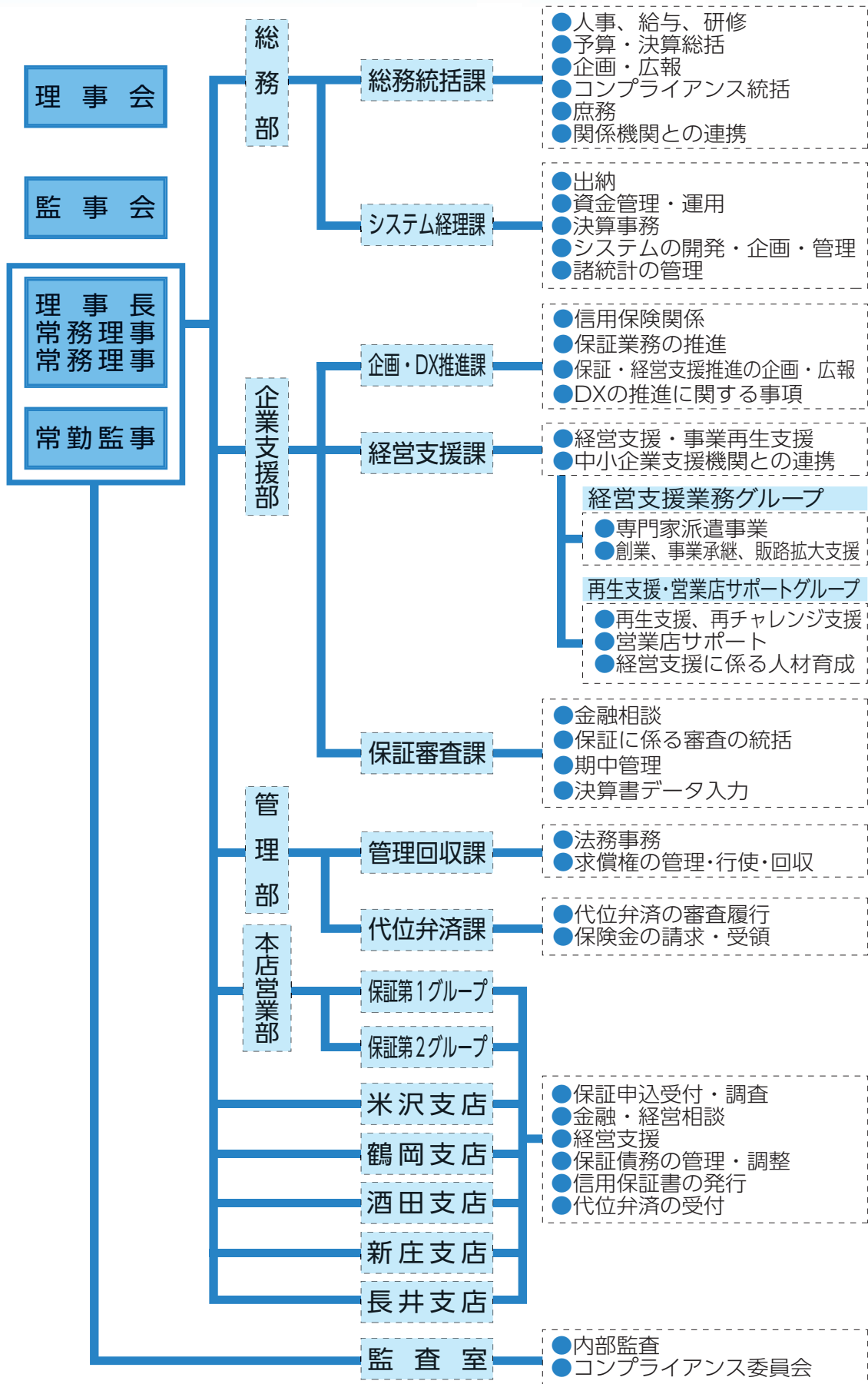
信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統計



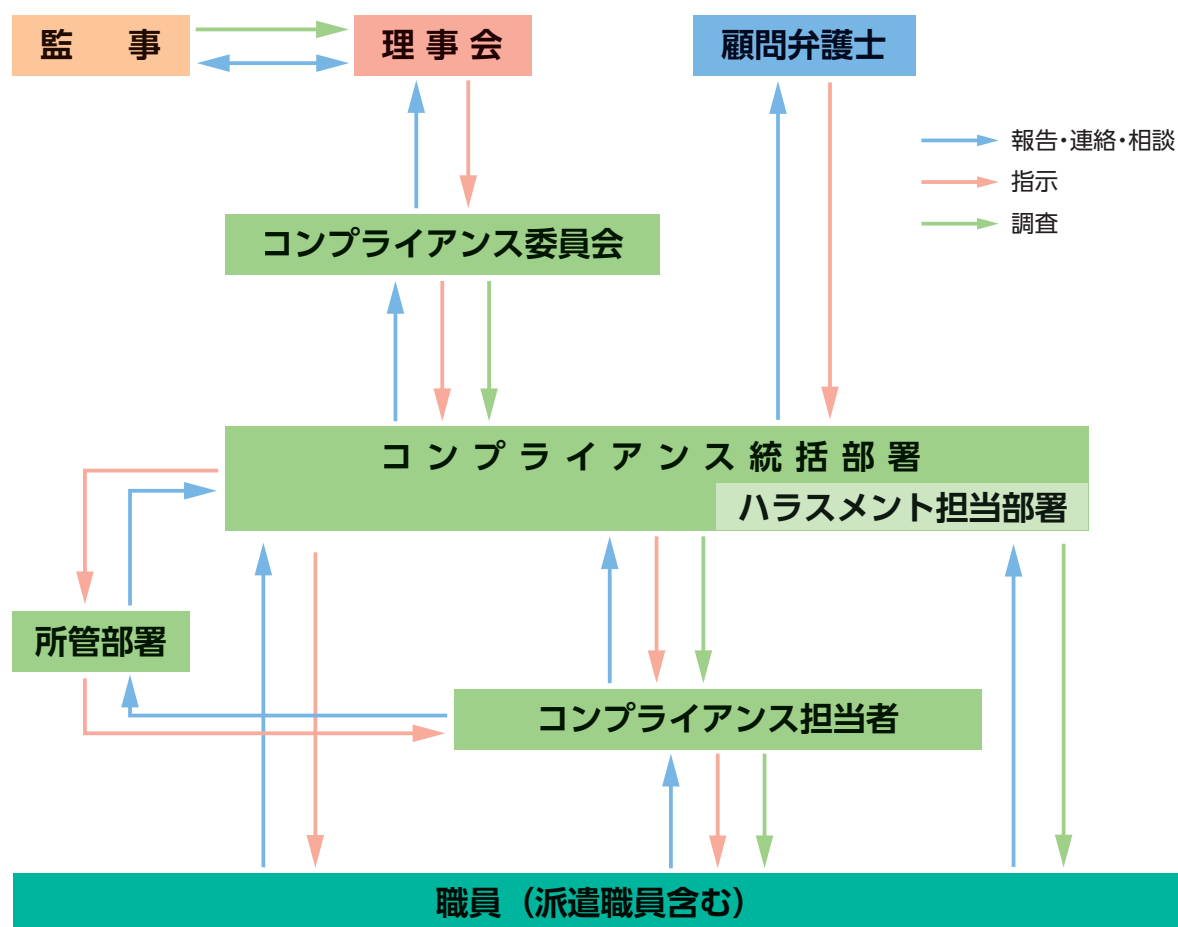
# コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会は高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とすべく研修・啓発活動を実施しています。

## ● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

## ● コンプライアンス組織体制図





## ●個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (令和6年4月1日 最終改定)

山形県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28. 8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参または郵送ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

## ●個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法（以下「法」といいます。）は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

山形県信用保証協会

平成17年4月1日制定、令和6年4月1日最終改訂

記

### 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的（法21条1項関係）

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
  - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
  - ②保証申込・条件変更申込の受付
  - ③保証利用資格の確認
  - ④保証・条件変更の審査
  - ⑤保証・条件変更の決定
  - ⑥保証取引の継続的な管理
  - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
  - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
  - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
  - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
  - ⑪各種保証制度利用のご提案
  - ⑫保証料の返戻
  - ⑬求償権の行使
  - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
  - ⑮その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

### 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### 3. 個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

（取得する情報源の例）

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

### 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

### 5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

（委託する事務の例）

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

### 6. 個人情報の第三者提供について（法27条1項関係）

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書

### 7. 共同利用に関する事項（法27条5項3号関係）

法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いておき、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

## (1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

## (2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会  
具体的な名称についてはこちらをご覧ください。
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

## (3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

## (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名

〒101-8534

東京都千代田区神田司町二丁目1番地

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆

## 8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法32条1項関係）

次のとおりです。

## (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称、住所、代表者の氏名

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会 理事長 西澤 義和

## (2) すべての保有個人データの利用目的

1. をご参照ください。

## (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法37条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示（第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。）、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

## ①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

## ②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書(A)をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)および依頼人確認のための書類(C)（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書

・「保有個人データ」開示等申請書

(B) 本人確認のための書類

(例) 運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通

(C) 依頼人確認のための書類

・印鑑証明書（依頼人）

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## ③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A)または(B)）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

・成年被後見人の場合は当協会所定の届出書 1通

・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通

・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

(B) 委任による代理人の場合

・当協会所定の代理人選任届 1通

・本人の印鑑証明書 1通

・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## ④開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。



※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のうちお客さまが指定された方法(※)により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法23条関係）

当協会は、個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

（基本方針の策定）

- ・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

- ・取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

- ・個人データの取扱いに関する管理責任者等を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人データの取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施

（人的安全管理措置）

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

- ・個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

10. 苦情の受付窓口に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法40条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

①お電話による場合

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課  
電話番号 023-647-2245

②お手紙による場合

〒990-8580  
山形県山形市城南町一丁目1番1号  
山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

11. 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

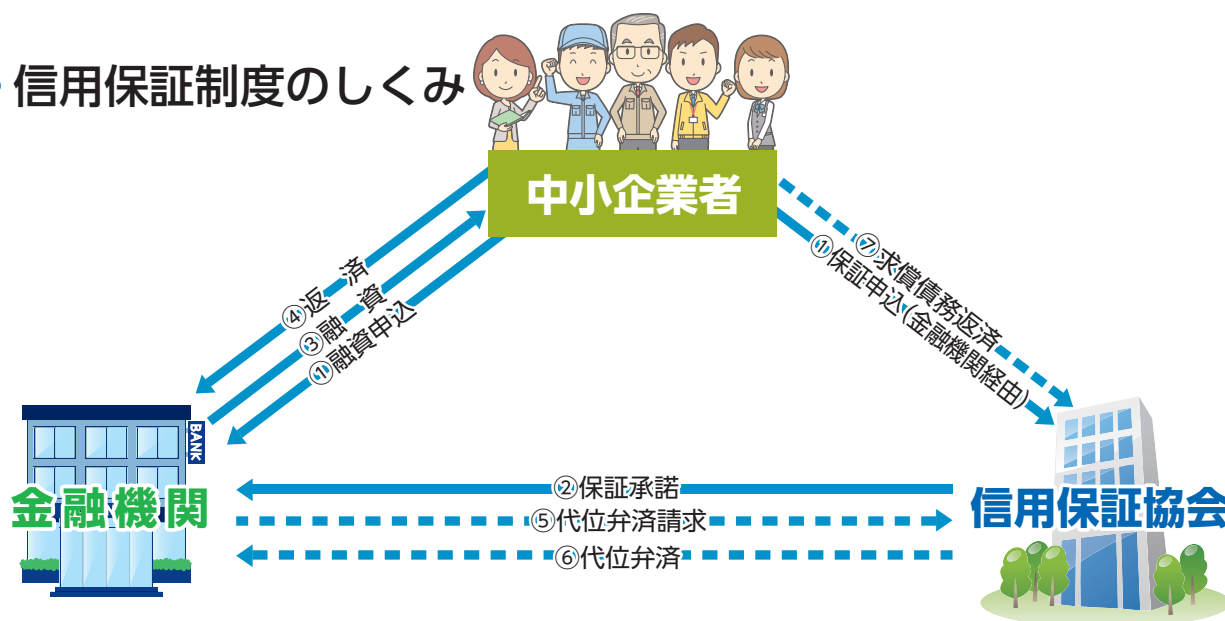
以上



# 信用補完制度について

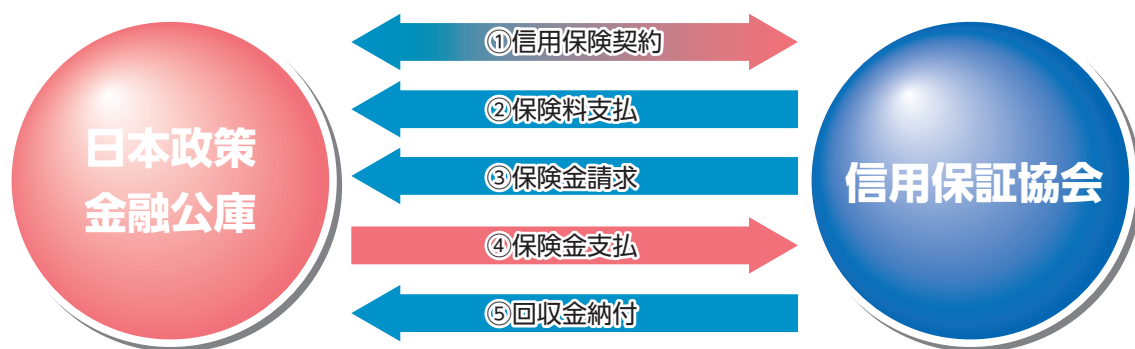
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

## ● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

## ● 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じた保険金（代位弁済した元本金額の70%、80%または90%）を信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

## ● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。

当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和5年度の主な取り組み

令和5年度事業報告

統

計

**保証申込受付**

中小企業者が信用保証の申込をする場合、主流となっているのは金融機関を経由した申込です。これは、中小企業者が取引金融機関に融資を申込み、金融機関が審査した結果、協会の保証付で融資することになったときに当該金融機関を経由して保証申込をするものです。

信用保証委託申込書に必要事項を記入し、提出していただきます。

**調査審査**

申込を受けた保証協会は、経営者の人的信用、企業の将来性や発展性、資金の必要性、財務内容、返済能力等について調査を行います。この調査は、中小企業者の信用力を最大限に引き出すために行うもので、必要な場合は実地調査もいたします。

調査の結果に基づき、保証の諾否について速やかに審査を行います。

**保証承諾、  
保証書発行**

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」が発行され、金融機関ではこれに基づいて融資が実行されます。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や保証協会を運営する上で、必要な費用等に充当するものです。

**返済**

融資を受けた中小企業者には、貸付の返済条件に従ってご返済いただきます。

この返済が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も、保証協会の役割です。当協会では、期中管理や顧客情報管理の効率化、省力化を図っています。

**経営支援・  
事業再生支援**

中小企業者の保証後の状況変化について把握と分析を行い、必要に応じて経営支援、事業再生支援を行います。

また、事業の再生を行おうとしている中小企業者に対しては、金融機関や中小企業活性化協議会等との連携を図り、再生のために必要な取組みや融資に対する保証を行います。

**返済が困難になった場合****代位弁済**

倒産などの事由により、中小企業者が債務を返済できない事態（返済不能）が生じた場合、保証協会では返済不能になった元金及び一定範囲内の利息を金融機関に支払います。中小企業者に代わり、保証協会が返済することを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると金融機関に代わり、保証協会が債権者となります。

**回収と納付**

代位弁済後、保証協会は、日本政策金融公庫から代位弁済額に一定割合を乗じた保険金を受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。

中小企業者等の実情に応じて債権の回収を図り、その回収金について、保険金を受領した割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は保証協会の大事な業務となっています。

# 信用保証の内容

## ● 信用保証のご利用について

### ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ①県内に本店または事業所がある法人
- ②県内に住居または事業所がある個人
- ③中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりますが、創業関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

### 企 業 規 模

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

| 業 種                                            | 資 本 金     | 従業員数（小規模事業者数） |
|------------------------------------------------|-----------|---------------|
| 製造業など（建設業・運送業・不動産業・旅行業を含む）                     | 3 億 円 以 下 | 300人以下（20人以下） |
| ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3 億 円 以 下 | 900人以下（20人以下） |
| 卸売業                                            | 1 億 円 以 下 | 100人以下（5人以下）  |
| 小売業・飲食業                                        | 5 千万円以下   | 50人以下（5人以下）   |
| サービス業                                          | 5 千万円以下   | 100人以下（5人以下）  |
| ソフトウェア業／情報処理サービス業                              | 3 億 円 以 下 | 300人以下（20人以下） |
| 旅館業                                            | 5 千万円以下   | 200人以下（20人以下） |
| 医業を主たる事業とする法人                                  | —         | 300人以下（20人以下） |

※ご利用になる制度により異なる場合がございます。

※法人とは、合名会社、合資会社、株式会社、特例有限会社、合同会社のほか、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人、特定非営利活動法人も含まれます。

※医業を主たる事業とする医療法人及び社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人であって常時使用する従業員の数が300人以下のものが、保証対象となります。

※反社会的勢力は、保証対象となりません。

### 保 証 対 象 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において対象とされていない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 資金使途

中小企業者がその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。  
したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

## 保証限度

| 個人・法人                               | 組 合                                 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 2億8,000万円<br>(無担保保険8,000万円・普通保険2億円) | 4億8,000万円<br>(無担保保険8,000万円・普通保険4億円) |

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。  
※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

## 責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

## 信用保証料率体系

経営状況に応じた9区分の料率体系（弾力化保証料率）となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

## 連帯保証人

法人は、必要となる場合があります。但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、一定の経営状況・要件を満たす法人においては、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。

※事情により第三者が連帯保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

## 担保

担保は必要な場合があります。



## ● 主な保証制度一覧（令和7年4月現在）

| 保証制度名        |                                 | こんな時にご利用ください                                   | 責任共有         |
|--------------|---------------------------------|------------------------------------------------|--------------|
| 当協会の概要       | 一般保証                            | 通常の運転・設備の借入に                                   | ○            |
|              | 短期継続型保証「たんけい」                   | 短期資金を継続的に利用したいときに                              | ○            |
|              | 税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」           | 短期資金を継続的に利用したいときに<br>(税理士からの推薦が必要)             | ○            |
|              | SDGs 応援保証                       | SDGsに取り組む企業がまとまった資金を長期間調達したいときに                | ○            |
|              | 季節資金保証                          | 中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに                         | ○            |
|              | セーフティネット保証                      | 倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けているときに                 | 5.7.8号<br>○  |
|              | 危機関連保証                          | 大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに                 |              |
| 信用補完制度について   | 協調支援型特別保証                       | 金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、資金調達するときに     | ○            |
|              | 経営力強化保証                         | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、資金調達するときに           | ○            |
| 信用保証の内容      | 緊急短期資金保証                        | 災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに                      | ○            |
|              | カードローン当座貸越根保証                   | カードで反復的に借入するときに（極度枠設定）                         | ○            |
|              | 当座貸越根保証                         | 大口資金を反復的に借入れるときに（極度枠設定）                        | ○            |
|              | 中小企業特定社債保証                      | 社債を発行し、資金調達するときに                               | ○            |
|              | 社会貢献応援型特定社債保証「貢献」               | 社債を発行し、資金調達するときに（社会貢献活動を行うことが必要）               | ○            |
|              | 流動資産担保融資保証                      | 在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに                         | ○            |
|              | 事業再生計画実施関連保証                    | 事業再生計画を実行する際の資金調達に                             | △            |
|              | 事業再生計画実施関連保証<br>(経営改善・再生支援強化型)  | 事業再生計画を実行する際の資金調達に                             | △            |
|              | 借換保証                            | 既存の保証付借入の借換、一本化に                               | △            |
|              | 条件変更改善型借換保証                     | 改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに         | ○            |
| 経営計画         | 小口零細企業保証                        | 小口の借入を行いたいときに（小規模事業者であることが必要）                  |              |
|              | ミニカードローン                        | カードで小口資金を反復的に借入するときに（極度枠設定）                    | ○            |
|              | 小口融資保証                          | 小口の借入を行いたいときに（小規模事業者であることが必要）                  | ○            |
|              | 特別小口                            | 無担保・無保証人で小口の借入を行いたいときに（小規模事業者であることが必要）         |              |
|              | 近代化資金保証                         | 新規開業等を行うときに                                    |              |
|              | 特定経営承継関連等                       | 事業承継局面での資金調達に                                  | ○            |
|              | スタートアップ創出促進保証                   | 会社を新たに設立し、経営者保証なしで開業資金の借入を行いたいときに              |              |
|              | 事業承継特別保証制度                      | 事業承継局面で経営者保証を解除したいときに                          | ○            |
|              | 事業承継サポート保証                      | 持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに                  | ○            |
|              | 財務要件型無保証人保証                     | 経営者保証なしで借入を行いたいときに                             | ○            |
| 令和6年度の主な取り組み | 商工業振興資金保証                       | 山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに                      | ○            |
|              | 長期借換保証                          | 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に（セーフティネット保証の認定が必要） | 5.7.8号<br>○  |
|              | 市町村制度保証                         | 市町村の低利融資制度を利用し借入を行うときに                         | ○            |
|              | 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)         | 保証料率の上乗せで、経営者保証を不要とする借入を行いたいときに                | △            |
|              | 事業者選択型経営者保証非提供<br>促進特別保証(国補助制度) | 保証料率の上乗せで、経営者保証を不要とする借入を行いたいときに（国からの保証料補助あり）   | SN5号、一般<br>○ |
|              | プロパー融資借換特別保証                    | 経営者保証を提供したプロパー融資の借換により、経営者保証を解除したいときに          | ○            |
| 令和6年度事業報告    |                                 |                                                |              |
|              |                                 |                                                |              |
|              |                                 |                                                |              |
|              |                                 |                                                |              |
| 統計           |                                 |                                                |              |
|              |                                 |                                                |              |

| 保証限度額（個人・会社）                              | 保証期間                                                          | 基 準 保 証 料 率（年率）<br>（貸付額に対する料率です）                                                                                                               |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 運転10年、設備20年                                                   | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 5,000万円                                   | 1年                                                            | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 5,000万円                                   | 1年                                                            | 弾力化0.45～1.90%<br>書面添付の場合等は<br>弾力化0.35～1.80%                                                                                                    |
| 2億円                                       | 7年                                                            | 弾力化0.35～1.90%                                                                                                                                  |
| 3,000万円                                   | 6ヶ月                                                           | 弾力化0.40～1.85%                                                                                                                                  |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 運転10年、設備15年                                                   | 1号～4、6号0.80%<br>5、7号～8号0.68%                                                                                                                   |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 10年                                                           | 0.80%                                                                                                                                          |
| 2億8,000万円<br>（無担保8,000万円）                 | 一括返済の場合 1年<br>分割返済の場合 10年<br>（据置1年以内（運転）、据置3年以内<br>（設備、運転設備）） | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2億8,000万円<br>（無担保8,000万円）                 | 一括返済の場合 1年<br>分割返済の場合 運転5年<br>設備7年<br>借換10年<br>（据置1年以内）       | セーフティネット保証5号の場合 0.68%<br>一般保証の場合 0.45%～1.75%                                                                                                   |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 1年                                                            | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 100万円以上2,000万円                            | 1年または2年（更新により最長6年）                                            | 弾力化0.39～1.62%                                                                                                                                  |
| 100万円以上2億8,000万円（無担保8,000万円）              | 1年または2年（更新により最長6年）                                            | 弾力化0.39～1.62%                                                                                                                                  |
| 2,400万円以上4億5,000万円（無担保2億円）                | 7年                                                            | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2,400万円以上4億5,000万円（無担保2億円）                | 7年                                                            | 弾力化0.35～1.80%                                                                                                                                  |
| 2億円                                       | 1年                                                            | 0.68%                                                                                                                                          |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 一括返済の場合 1年<br>分割返済の場合 15年                                     | 責任共有 0.80%<br>責任共有外 1.00%                                                                                                                      |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 一括返済の場合 1年<br>分割返済の場合 15年（据置3年以内）                             | 責任共有 0.80%（経保免除の場合1.00%）<br>責任共有対象外 1.00%（経保免除の場合1.20%）                                                                                        |
| 利用する制度による                                 | 利用する制度の期間                                                     | 利用する制度の料率                                                                                                                                      |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 15年                                                           | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2,000万円                                   | 7年                                                            | 弾力化0.50～2.20%                                                                                                                                  |
| 50万円以上300万円                               | 1年または2年（更新により最長6年）                                            | 弾力化0.39～1.62%                                                                                                                                  |
| 3,000万円                                   | 7年                                                            | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2,000万円                                   | 7年                                                            | 1.00%                                                                                                                                          |
| 3,500万円                                   | 10年                                                           | 1.00%                                                                                                                                          |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 運転10年、設備15年                                                   | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 3,500万円                                   | 10年<br>（据置1年以内、但し、プロパー融資がある場合は据置3年以内）                         | 1.20%                                                                                                                                          |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 10年                                                           | 弾力化0.45～1.90%<br>専門家からの確認を受けた場合は弾力化0.20～1.15%                                                                                                  |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 設備15年                                                         | 弾力化0.45～1.90%（原則1.15%）                                                                                                                         |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 一括返済の場合 2年<br>分割返済の場合 7年<br>（設備、運転設備の場合10年）                   | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 利用する商工業振興資金融資制度綱による                                           | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 15年（据置3年以内）                                                   | 1号～4、6号0.80%<br>5、7号～8号0.68%                                                                                                                   |
| 各市町村の制度要綱による                              |                                                               | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |
| 利用する制度の限度額                                | 利用する制度の期間                                                     | 利用する制度の料率に0.25%または0.45%上乘せ                                                                                                                     |
| 8,000万円<br>（セーフティネット保証4.5号の場合、別枠で8,000万円） | 10年                                                           | セーフティネット保証4号の場合 1.05%または1.25%<br>セーフティネット保証5号の場合 0.93%または1.13%<br>一般保証の場合 責任共有 0.70%～2.35%<br>責任共有対象外 0.75%～2.65%<br>※所定の保証料率に0.25%または0.45%上乘せ |
| 2億8,000万円（無担保8,000万円）                     | 10年                                                           | 弾力化0.45～1.90%                                                                                                                                  |

\*制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

# 中期事業計画（令和6年度～令和8年度）【概要】

ポストコロナの時代を迎え県内経済に回復の兆しは見られるものの、人口減少や中小企業者減少等の構造的な課題に加え、原材料・エネルギー価格の高騰、深刻さを増している人材不足等、厳しい経営環境は今後も続く見通しである。このような状況下、金融機関をはじめとした関係機関と連携し、中小企業者に寄り添った資金繰り支援、経営支援を強化していくことで、県内経済の課題解決に取り組むことが求められている。

また、新型コロナの影響により厳しい経営を強いられた中小企業者に対しては、モニタリングを通じて現況把握を行ったうえで、正常化を含む各種支援に取り組むとともに、より効果的な経営支援を実施していくため、適切な効果測定を行い、検証していく。

こうした取り組みを促進していくため、職員のスキルアップやDXを含む業務全般の更なる改善を進めながら、保証協会業務の情報発信に努め、中小企業者の利便性向上を図り、併せて安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、回収業務の効率化や財政基盤の充実に努めていく。

これらを踏まえ、次に掲げる4つの柱について重点的に取り組むものとする。

## 1 中小企業者の生産性向上や持続的な成長に向けた取り組みの推進

原材料・エネルギー価格の高騰、人材不足といった外部環境の変化への対応のため、金融機関をはじめとした関係機関と連携し、中小企業者に寄り添った資金繰り支援を実施するとともに、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組む。

また中小企業者や金融機関等（以下、「利用者」という。）の利便性向上、協会の業務効率化に向けた信用保証業務の電子化も急務であり、中小企業者の利用促進に向けた情報発信と合わせて積極的に取り組む。

## 2 中小企業者に対する経営支援の推進、期中管理の充実・強化

新型コロナを契機として保証利用が増加した中小企業者に対して、広く支援を届け、コロナ禍からの脱却や外部環境の変化への対応を後押しするために、金融機関をはじめとした支援機関との連携をこれまで以上に強化する。また信用保証協会による直接支援の充実に向け支援体制を強化する。

併せて、経営支援実施企業と未実施企業のローカルベンチマーク財務指標、従業員数の推移を比較する等の効果検証を行い、企業の現況把握に努める共に、業況の改善が進んでいない企業へも継続的な支援を検討する。

期中管理の充実・強化の取り組みとしては、実態に即した支援を実施するためモニタリング等を通じ中小企業者の現況把握に努めるとともに、返済緩和先に対しては正常化に向けた取り組みを進める。

また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行いながら、適時適切な代位弁済に努める。

## 3 回収の合理化・効率化

協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、関係機関、関係部門及び保証協会債権回収(株)との連携を図り、回収の合理化・効率化に努める。

## 4 組織体制の充実・強化

中小企業者、関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性及び健全性の確保やDXを含む業務全般の改善・効率化を進めながら、適時適切な情報発信を行う。加えて、中小企業者に対する安定的で持続的な信用補完制度の維持のため財政基盤の充実に努める。また、職場内・外の研修等を通じて職員一人ひとりのスキルアップ等人材育成に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や働きがいのある職場づくりを行う。



# 令和7年度経営計画【概要】

## 1 業務環境

### (1) 山形県の経済動向

本県経済は、人口減少・少子高齢化やそれに伴う中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の減少、多くの業種での人材不足、後継者不足等、構造的な課題を従前から抱えてきた。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、県内経済は緩やかに持ち直しているものの、原材料やエネルギー価格の高騰等による企業への負担感等は依然として強く、その影響は幅広い業種に及んでいる。

また、物価上昇に加え、不安定な国際情勢等の下振れ要因もあり、それらの動向に十分留意する必要がある。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

3年以上に及んだコロナ禍において多くの中小企業者の収益が圧迫され、過剰債務を抱えるに至った企業も少なくない。ポストコロナの時代を迎え、業種によっては業況回復の兆しはあるものの、原材料やエネルギー価格の高騰、人件費等、様々なコスト上昇が収益を圧迫する要因となっている。一部の企業において、コスト上昇分を価格転嫁する動きはみられるものの、深刻さを増している人材不足や金利上昇等と併せ、中小企業者を取り巻く環境は厳しさを増している。

これらの諸課題に対応すべく、中小企業者はこれまで以上に業務の効率化、生産性の向上、省力化等に関する取り組みを進めていくことが求められている。

### (3) 信用保証を取り巻く情勢

当協会では、コロナ禍における積極的かつ柔軟な金融支援の実施により急増した保証債務残高は、ピークからは減速しているものの、依然高い水準を維持している。令和6年6月を以て伴走支援型特別保証制度が終了し、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正される（令和6年6月改正：金融庁監督局・中小企業庁）など、従前からの資金繰り支援に加えて、関係機関との緊密な連携の下、厳しい経営環境に置かれている個々の企業に寄り添った、より能動的な経営支援が協会に求められている。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立、廃業時における経営者保証に関するガイドラインに則った適切な対応等、経営者保証からの脱却に向けた取り組みも、引き続き進めていく必要がある。

## 2 業務運営方針

中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、県内経済の持続可能な発展に貢献していく。また、金融機関をはじめとした関係機関との連携により中小企業者の現況把握に努めるとともに、原材料・エネルギー価格の高騰、人材不足等の外部環境の変化へ対応するための各種支援を実施するほか、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正を踏まえた各種取り組みを行う。

(1) 中小企業者が外部環境の変化に対応していくため、中小企業者に寄り添った資金繰り支援に加え、生産性向上や持続的な成長に向けた取り組みを推進し、金融機関をはじめとした関係機関との連携により、中小企業者のライフステージやニーズに応じた保証制度を活用するとともに、新たな保証制度の創設、既存保証制度の改正に取り組む。併せて、創業時における経営者の積極的な事業展開や、円滑な事業承継、早期の事業再生着手に向け、経営者保証に依存しない融資慣行の確立にも引き続き取り組む。

また、中小企業者や金融機関等（以下、「利用者」という。）の利便性向上や協会業務の効率化に資するため、信用保証協会電子受付システムの利用拡大等、信用保証業務の電子化を推進する。

さらに、中小企業者等へ向けて信用保証協会に対する認知度向上及び関係性強化のため、当協会の業務内容や取り組みをわかりやすく発信するとともに、効果的な情報発信手段や中小企業者の意見やニーズを取り入れた新たな取り組みを推進する。

(2) コロナ禍を契機として保証付融資の利用割合が増加した中小企業者に対して、多様化している経営課題に対応した業績改善・生産性向上を後しするために、早期に支援を届け、金融機関をはじめとした支援機関との連携をより一層強化し、経営改善支援のみならず創業支援、事業承継支援等の経営支援、事業再生支援、併せて信用保証協会による直接支援の充実に向けて、本部と営業店の連携を強化する。

併せて、経営支援実施企業と未実施企業のローカルベンチマーク財務指標、従業員数の推移を比較する等の効果検証を行い、企業の現況把握に努めるとともに、業況の改善が進んでいない企業へ継続的な支援を行う。

(3) 代位弁済や条件変更が増加基調にある中、金融機関と連携し早期に中小企業者の現況把握に努めるとともに、実情に即した柔軟な対応と正常化に向けた取り組みを推進する。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行いながら、適時適切な代位弁済を実施する。

(4) 経営者保証からの脱却等の社会情勢の変化を踏まえ、協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、サービサーとの連携をより強化し、求償権の効率的かつ効果的な管理回収に引き続き取り組んでいく。併せて、事業を継続し誠実に返済を行っている企業等については、事業再生にも柔軟に取り組む。

(5) 中小企業者、関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性及び健全性の確保に努める。また、信用保証協会の認知度向上のため情報発信を強化し、併せて持続可能な組織体制を維持するため、優秀な人材の確保に取り組む。加えて、中小企業者に対する安定的で持続的な信用補完制度の維持のため財政基盤の充実を図るとともに、職員一人ひとりのスキルアップを図り、ワーク・ライフ・バランスの実現や働きがいのある職場づくりを行う。

## 3 事業計画

（単位：百万円、％）

| 項 目         | 金 額     | 対前年度計画比 | 対前年度実績見込比 |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 保 証 承 諾     | 105,000 | 105.0   | 104.7     |
| 保 証 債 務 残 高 | 350,500 | 93.0    | 91.5      |
| 代 位 弁 済     | 7,500   | 107.1   | 115.4     |
| 求 償 権 回 収   | 600     | 120.0   | 81.6      |

※令和7年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。





2. 協調支援型特別保証

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題の解決をサポートする保証制度です。

| 保証限度額     | 保証期間  | 保証料率（企業負担）                                |
|-----------|-------|-------------------------------------------|
| 2億8,000万円 | 10年以内 | 0.23%～1.43%<br>※申込日や資格要件に応じて、国からの保証料補助あり。 |

R7.3.14～R8.3.31用

**プロパー × 保証付**

**協調支援型特別保証制度**

詳しくは裏面へ

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

**山形県信用保証協会**

企業のおよび、事業のちからに。

本店営業部 023-647-2240 米沢支店 0238-23-7630 長井支店 0238-84-1674  
(保証第一課、保証第二課)

新庄支店 0233-22-3171 酒田支店 0234-22-7644 鶴岡支店 0235-22-6122

**保証料補助**

適用される保証料率に応じて、各補助区分に据える料率に相当する額が補助します

【表1】

| 区分        | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 料率 (%)    | 1.50 | 1.25 | 1.00 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 補助 (%)    | 0.95 | 0.87 | 0.77 | 0.67 | 0.57 | 0.50 | 0.40 | 0.30 | 0.22 |
| 企業負担率 (%) | 0.55 | 0.38 | 0.23 | 0.68 | 0.58 | 0.50 | 0.40 | 0.30 | 0.23 |

※1 令和7年3月14日から令和10年3月31日までが補助期間です（令和10年3月14日以降は補助率が異なります）  
※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

【表2】

| 区分        | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 料率 (%)    | 1.50 | 1.25 | 1.00 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 補助 (%)    | 0.47 | 0.43 | 0.38 | 0.33 | 0.28 | 0.25 | 0.20 | 0.15 | 0.11 |
| 企業負担率 (%) | 1.03 | 0.82 | 0.62 | 1.68 | 1.43 | 1.25 | 1.00 | 0.75 | 0.54 |

※1 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

**制度概要**

|           |                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご利用いただける方 | 次のいずれかに該当する方<br>①申込金融機関から本制度による保証付き融資の発行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方<br>②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 |
| 保証限度額     | 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）                                                                                                           |
| 責任共有制度    | 責任共有対象                                                                                                                                |
| 対象資金      | 事業資金                                                                                                                                  |
| 返済方法      | 一括返済または分割返済                                                                                                                           |
| 保証期間      | 一括返済の場合 1年以内<br>分割返済の場合 10年以内（融資期間は返済済1年以内、担保割合及び返済済割合は1年以内）                                                                          |
| 担保        | 必要に応じて徴求                                                                                                                              |
| 保証人       | 必要に応じて徴求（法人代表者以外の連帯保証人は原則不要）                                                                                                          |
| 融資利率      | 金融機関所定利率                                                                                                                              |
| 保証料率      | 上記①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用                                                                                                                |
| 添付書類      | 信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付<br>申込人資格要件申告書兼誓約書<br>経営行動計画書（上記②の場合のみ）                                                                       |

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください。



3. 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に基づき、中小企業者の資金調達を支援し、早期の経営改善や事業再生をサポートする保証制度です。

| 保証限度額     | 保証期間              | 保証料率（企業負担）            |
|-----------|-------------------|-----------------------|
| 2億8,000万円 | 15年以内<br>(据置3年以内) | 0.3%<br>※国からの保証料補助あり。 |

## ● 中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、経営支援の取り組み

当協会では、中小企業者を支える総合支援機関として、中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、経営支援に積極的に取り組んでいます。

### 創業者への経営支援

当協会では創業前から、創業時の資金相談、創業後のフォローアップまで、一貫した創業支援を推進しています。

創業支援の周知や、創業への機運醸成のための取り組みとして、各市町村及び各商工会議所・商工会が主催する創業セミナーに当協会職員が講師として積極的に参加してまいりました。

また、山形市、米沢市、酒田市の3拠点において、日本政策金融公庫との共催による創業者向け金融相談会を開催し、延べ34企業からの相談に両機関の職員が連携して対応することで、創業促進につながりました。

加えて、新たな取り組みとして、令和6年8月に、日本政策金融公庫との共催により、「飲食店経営者のための創業者交流会」を開催しました。

この交流会は、創業者を対象に実施しているアンケートで「事業運営に困ったときの相談相手」として「同業の経営者」と回答した割合が増加傾向にあることを踏まえ、同様の課題を有する事業者間における交流の機会を創出することを目的として開催し、9名の飲食店経営者・創業予定者からご参加いただきました。

当日は先輩起業家による講演のほか、先輩起業家が経営する飲食店にて懇親会を開催し、料理やお酒を楽しみながら交流を深めました。

参加者の方からは、創業や経営に関する悩みを共有できたことで、「安心した」というありがたいお声もいただきました。

当協会では、関係機関と連携し、創業者を応援していきます。

資金調達について専門家に相談してみませんか？  
令和6年度上期  
日本公庫・山形県信用保証協会による  
「創業者向け金融相談会」  
in ジョージ山形

4月17日(水) 5月15日(水) 6月19日(水)

このようなお悩みにおススメです！ぜひ、ご利用下さい！！  
「いきなり金融機関の窓口へ相談するのは緊張してしまう」  
「創業者向けの制度融資を詳しく知りたい」  
「資金調達の選択肢をいくつか持っておきたい」-etc-

7月17日(水) 8月21日(水) 9月18日(水)

【会場】日本政策金融公庫山形市支店協賛生活事業部 山形県信用保証協会  
【会場】スタートアップステーションジョージ山形 (公益財団法人やまがた産業振興機構)

【相談時間】10:00-12:00 13:00-15:00  
【対象】創業準備中・創業中・創業後1年以内の方  
【申込方法】電話予約を要する。詳細は下記のとおり。

資金調達について専門家に相談してみませんか？  
日本公庫・山形県信用保証協会・サンロクによる  
「庄内地域創業者向け金融相談会」in サンロク

4月17日(水) 5月15日(水) 6月19日(水)

このようなお悩みにおススメです！ぜひ、ご利用下さい！！  
「いきなり金融機関の窓口へ相談するのは緊張してしまう」  
「創業者向けの制度融資を詳しく知りたい」  
「資金調達の選択肢をいくつか持っておきたい」 など

7月17日(水) 8月21日(水) 9月18日(水)

【会場】日本政策金融公庫山形市支店協賛生活事業部 山形県信用保証協会  
【会場】スタートアップステーションジョージ山形 (公益財団法人やまがた産業振興機構)

【相談時間】10:00-12:00 13:00-15:00  
【対象】創業準備中・創業中・創業後1年以内の方  
【申込方法】電話予約を要する。詳細は下記のとおり。

資金調達について専門家に相談してみませんか？  
日本公庫・山形県信用保証協会による  
「創業者向け金融相談会」in 米沢

4月16日(火) 5月21日(水) 6月18日(水) 7月16日(水)

このようなお悩みにおススメです！ぜひ、ご利用下さい！！  
「創業者向けの制度融資を詳しく知りたい」  
「資金調達の選択肢をいくつか持っておきたい」 etc...

8月20日(水) 9月17日(水) 10月15日(水) 11月19日(水)

【会場】日本政策金融公庫米沢支店協賛生活事業部 山形県信用保証協会  
【会場】スタートアップステーション米沢 (公益財団法人やまがた産業振興機構)

【相談時間】10:00-12:00 13:00-15:00  
【対象】創業準備中・創業中・創業後1年以内の方  
【申込方法】電話予約を要する。詳細は下記のとおり。

飲食店経営者のための  
創業者交流会

8/25(日) 14:30~

【会場】日本政策金融公庫山形市支店協賛生活事業部 山形県信用保証協会  
【会場】スタートアップステーションジョージ山形 (公益財団法人やまがた産業振興機構)

【相談時間】10:00-12:00 13:00-15:00  
【対象】創業準備中・創業中・創業後1年以内の方  
【申込方法】電話予約を要する。詳細は下記のとおり。

保証協会は、創業者を全力で  
サポートするぼん！





## アフターコロナ成長支援「トラスト」の推進

中小企業者のライフステージ（創業期、成長・拡大期、成長・安定期）に応じた経営支援を強化するため、アフターコロナ成長支援「トラスト」を実施しています。

創業期には、創業前から、創業時の資金繰り支援、創業後のフォローアップまでの一貫した支援を実施しています。成長・拡大期、成長・安定期には、資金繰り予定表やローカルベンチマークなどの作成を当協会職員がサポートし、現状の見える化を通じて経営課題と将来目標を設定することで、改善への道筋を中小企業者と共有しています。



## 災害等発生時におけるセーフティネット機能の発揮

「令和6年7月25日からの大雨に関する災害」における主な対応

### 1. 特別相談窓口の設置

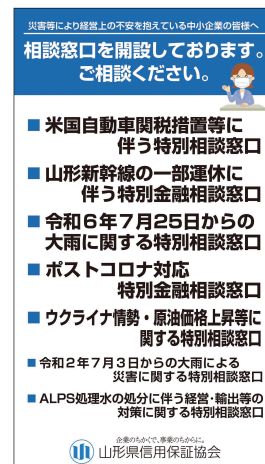
「令和6年7月25日からの大雨に関する災害（以下、当災害という。）」により影響を受けた中小企業者の資金繰り相談等に対応するため、令和6年7月26日付で、企業支援部及び各営業店窓口にて特別相談窓口を設置しました。

### 2. 「緊急短期資金保証」の適用等

当災害の影響を受けた中小企業者の喫緊の資金需要に対応するため、「緊急短期資金保証」の適用に加え、山形県の融資制度や国のセーフティネット保証等を活用し、迅速な資金供給を実施しました。

当協会では、自然災害等の発生時、国の要請や各支援施策に呼応し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者に対して、緊急かつ迅速な支援を行っています。

<現在の特別相談窓口>



## 事業承継セミナーの開催

山形県、山形県事業承継・引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、当協会の4機関の主催により、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、令和6年10月に県内2会場において事業承継セミナーを開催しました。

同セミナーでは、山形県事業承継・引継ぎ支援センターの統括責任者から「支援事例から学ぶ事業承継のポイント」について講演いただきました。

また、「事業承継の事例紹介」として、実際に事業承継された中小企業の経営者に関する動画を放映し、事業承継に至るまでの経緯や苦労されたこと、活用された支援施策などについて共有しました。

さらに、各機関における支援施策についての説明、個別相談会も実施し、連携して事業承継に向けたサポートを行いました。



当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統計



## ● 中小企業者、金融機関の利便性向上に向けた取り組み

当協会では、中小企業者や金融機関等の利便性向上や業務効率化に資するため、信用保証業務の電子化を推進しています。

### 信用保証協会電子受付システムの導入及び利用拡大

当協会では、令和6年10月から県内信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）、同年11月からきらやか銀行、みずほ銀行との間で、電子での保証の申込・受付を行う「信用保証協会電子受付システム（以下、本システムという。）」の利用を開始しました。

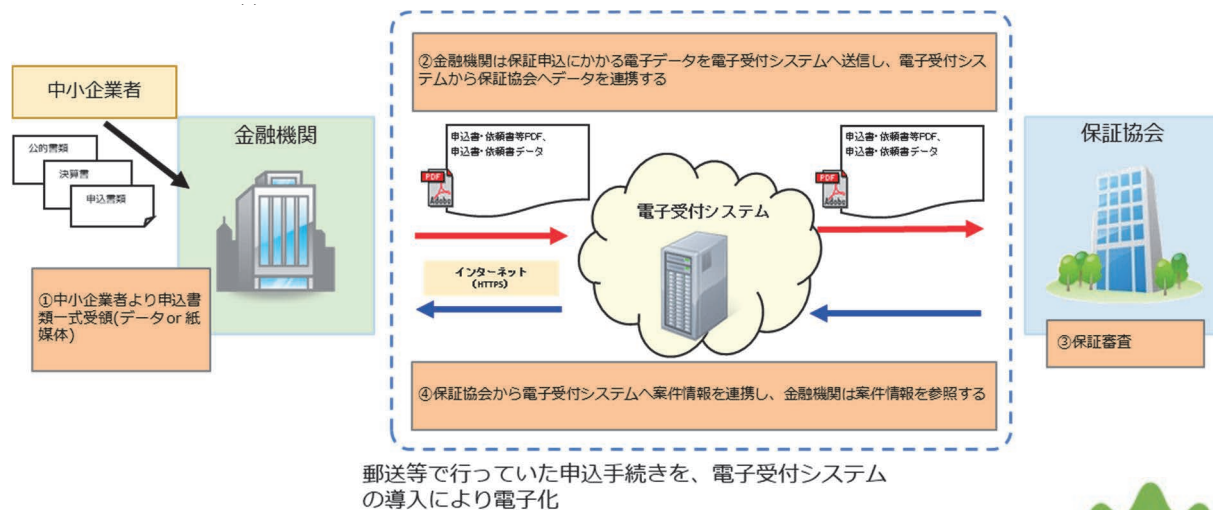
本システムは、全国信用保証協会連合会が事務局となり、金融機関団体等と共同で検討を進めてきたもので、全国の金融機関と全国の信用保証協会が利用できる共通のプラットフォームとしてクラウド上に構築されました。

本システムの活用により、融資実行までのリードタイムの短縮が図られ、中小企業者への資金供給が一層迅速化されます。また、申込書類の郵送や持ち込みが不要となり、金融機関の事務効率化も図られます。

なお、平成28年から信用保証書の電子発行（電子交付サービス）を開始しており、本システムの利用開始により保証申込受付から保証書発行までの一連の手続きの電子化が実現されました。

当協会では、本システムの利用金融機関の拡大を図り、中小企業金融におけるDXを一層進めていきます。

#### <システムの全体イメージ>



## ● 中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み

当協会では、中小企業者が抱える様々な経営課題解決のため、外部の専門家や当協会中小企業診断士を中心に、次の取り組みを行っています。

### 専門家派遣事業（山形プロフェッショナルサポート）の推進

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。幅広い課題に対応できるよう派遣可能な専門家の拡充を図ると共に、オンライン派遣の実施など利用する中小企業者の利便性向上にも努めています。

また、創業者の創業計画策定時に専門家派遣事業を活用することで、創業計画の実現可能性を高める支援も実施しています。

〈専門家派遣事業の取り組み実績〉

|      | 令和6年度 |
|------|-------|
| 実施回数 | 618回  |
| 企業数  | 89企業  |



### 経営相談会の定期的な開催

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。

また、令和6年度は、「スタートアップステーション・ジョージ山形（山形市）」において、山形県よろず支援拠点との連携による経営相談会を4回開催しました。

当協会では、他機関と連携しながら、中小企業者が抱える経営課題などの解決に向けたサポートを行っています。



## ● 金融機関・関係機関との連携に向けた取り組み

当協会では、中小企業者の支援体制強化のため、金融機関や中小企業支援に携わる関係機関と連携を深める取り組みを行っています。

### やまがた中小企業支援ネットワーク会議の開催

県内中小企業者に対する経営支援・再生支援の更なる拡充を図るため、各機関の支援施策・事業実績などに関する情報共有や経営支援の目線合わせ、ノウハウの共有などを行う「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催しています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は、年2回開催しており、令和6年5月の第1回会議は、国、県、各支援機関より令和6年度の支援施策について説明をいただくことで、各機関における支援施策への理解を深めるとともに、会議終了後には各機関同士の連携を強化することを目的として、山形県中小企業活性化協議会、山形県事業承継・引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点との情報交換会を開催しました。

令和7年1月の第2回会議は、山形県よろず支援拠点との共催により開催し、山形財務事務所及び東北経済産業局から講師をお招きし、両機関の支援施策と支援事例についてご講演をいただくとともに、各金融機関・支援機関によるパネルディスカッションを開催し、中小企業支援に関する意見交換を行いました。

「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画の説明、支援に対する目線合わせなどの場を積極的に提供しています。



〈経営サポート会議の取り組み実績〉

|      | 令和6年度 |
|------|-------|
| 実施回数 | 34回   |
| 企業数  | 31企業  |

### 山形県中小企業活性化協議会との情報交換会の開催

令和6年5月と11月に山形県中小企業活性化協議会と当協会の実務担当者同士の情報交換会を開催しました。

この情報交換会は令和4年に東北経済産業局、山形県中小企業活性化協議会と締結した「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」に基づき、県内中小企業・小規模事業者の事業再生に取り組んでいくことを目的として、両機関の支援施策と支援実績を共有するとともに、実務者間の情報交換を行うことで、より一層連携を深めました。

当協会は、山形県中小企業活性化協議会とともに、県内中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジ促進のため、連携を一層強化し経営改善・事業再生支援に努めていきます。



#### 山形県中小企業活性化協議会と 山形県信用保証協会による情報交換会

令和6年5月28日(火)  
山形県中小企業活性化協議会、山形県信用保証協会



## 金融機関職員信用保証業務研修会の開催

金融機関の職員の方に、信用保証業務の内容及び信用補完制度の趣旨等の理解を深めていただき、信用保証付融資のより円滑な取扱いが行われることを目的に、「金融機関職員信用保証業務研修会」を開催しています。

当研修会は平成2年から開催しており、参加者は累計1,000人を超えています。

令和6年度は、7月8日から一泊二日のカリキュラムで実施し、県内金融機関から28名の参加をいただきました。



## ●信用保証協会の認知度向上に向けた取り組み

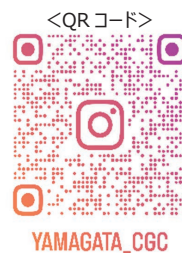
当協会では、中小企業者等へ向けて信用保証協会に対する認知度向上及び関係性強化のため、次のような広報活動を行っています。

### SNS（Instagram）公式アカウントの開設

令和7年2月25日(火)より、Instagram公式アカウントを開設しました。

若手職員を中心に部署横断的にチームを結成し、検討を重ね開設に至りました。

当協会の取り組みなど、県内中小企業者や就活生の皆さまに役立つ情報を随時投稿していきますので、ぜひ“フォロー”をお願いします！

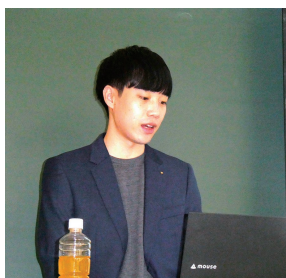


### 山形大学での出張講義

当協会の更なる認知度向上を図ることを目的として、令和6年12月5日(木)に山形大学人文社会科学部で出張講義を開催しました。

当日は、人文社会科学部吉原准教授が担当する「中小企業論b」を受講する学生が参加されました。講義では、当協会職員が、中小企業の現状と中小企業金融における信用保証協会の意義・役割について、説明を行いました。

学生からは、「信用保証協会は地域・中小企業にとってなくてはならない存在であり、山形県の経済を根底から支えていると思った。」「公的な立場から貢献できることに魅力を感じた。」などの感想をいただきました。



## 1 Day仕事体験の開催

認知度向上に向けた取り組みの一環として、令和7年2月に「1 Day仕事体験」を開催しました。就活生の皆さんには、「信用保証協会」の役割について学んでもらうとともに、業務の柱でもある経営支援のうち「創業案件」を体験してもらいました。当日は、とても和やかな雰囲気かつ活発な意見交換もあり、参加者からは「業務のイメージがわき、その奥深さややりがいについて学ぶことができた」との感想をいただきました。



## リクルート用広報動画の制作

広報活動の一環として、リクルート用広報動画を制作しました。この動画では、職員インタビューを通じて職場の雰囲気や業務内容等を紹介し、当協会の魅力をわかりやすくお伝えしています。特に、当協会の理念や職場環境について実際の働き方がイメージしやすい内容になるよう制作しました。是非、当協会ホームページからご覧ください。

今後もより多くの方々に当協会の事業内容や職場環境を知っていただけるよう、積極的に広報活動に取り組んでまいります。



## ●働き方に関する取り組み

当協会では、業務効率化を図るためDX等を推進しています。

## AI議事録作成ソフト「AmiVoice ScribeAssist」の導入

令和7年1月より業務効率化を図るため、AI議事録作成ソフト「AmiVoice ScribeAssist（アミボイススクライプアシスト）」を導入しました。このソフトは、会議中の発言をリアルタイムで文字に変換できるほか、録音した音声から自動で議事録を作成することが可能です。これにより議事録作成の負担が減り、情報共有の迅速化に繋がりました。

今後も引き続きDXの推進等により、業務効率化を図り働きやすい環境づくりに努めてまいります。



AmiVoiceの音声認識精度を高めるため、  
收音マイクも導入しました！



## ● 地域社会発展のための取り組み

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

### 「山形まるごとマラソン」へのボランティア参加

地域貢献活動の一環として、令和6年10月6日(日)に山形市で開催された「第11回山形まるごとマラソン」のコース内給水所運営ボランティアとして、役職員9名が参加しました。この大会は、国の重要文化財である旧県庁「文翔館」など名所旧跡を巡るコースで、令和6年度は、県内外から定員5,200名を超える約5,730名のランナーが参加、当協会からも3名エントリーしました。

大会は多くのボランティアに支えられており、当協会はスタートから約13kmの地点にある第4給水所の給水係を担当しました。力を振り絞って走るランナーに精一杯の声援を送りました。



### 湯野浜海岸の清掃活動

令和6年10月5日(土)に鶴岡市湯野浜海水浴場で開催された「クリーンアップin湯野浜」へ当協会鶴岡支店の職員が参加し、ごみ拾い活動を行いました。

この清掃活動は「裸足で歩ける庄内海岸」を目指し実施されており、約340名のボランティアが参加しました。

今後も各地域での地域貢献活動に努め、引き続き協力してまいります。





## ● 外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で構成される外部評価委員会を設置しています。

令和6年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



### 令和6年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

本県では、人口減少・少子高齢化やそれに伴う中小企業者の減少、多くの業種で深刻な人手不足や後継者不足問題に直面するなど、構造的な課題を従前から抱えてきた。

令和6年度においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、県内経済は緩やかに持ち直しの動きが続いているものの、コロナ禍の影響が残る中小企業も少なくなく、加えて、原材料やエネルギー価格、人件費等の高騰など、中小企業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。併せて、米国関税措置の影響等で先行き不透明感が増しており、それらを含めた動向に十分留意する必要がある。

そのような状況下、保証協会は、中小企業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着等に向けた取り組みや、上記のような厳しい状況に置かれている中小企業に対する経営支援・事業再生支援等に取り組んできた。特に令和6年6月の「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の改正を受け、積極的で柔軟な資金繰り支援に加えて、保証協会には経営支援等に主体的な役割を果たすことが期待されている。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容のとおり評価できる。

保証部門については、中小企業者のライフステージに応じたきめ細やかな保証対応や、利用者のニーズを踏まえた保証制度の活用等により、原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者へ積極的な資金繰り支援を行い、保証承諾額は前年度並みの実績を確保している。保証債務残高については、新型コロナウイルス関連資金の償還が本格化し前年度比で減少しているものの、コロナ禍以前よりも高い水準を維持している。また、「信用保証協会電子受付システム」の導入及び拡大等、信用保証業務の電子化に努め、中小企業者や金融機関等の利便性向上や業務効率化に取り組んでいることがうかがえる。

今後も、各関係機関と連携し、中小企業者に寄り添った資金繰り支援、中小企業者の生産性向上や成長に向けた取り組みに加え、ライフステージやニーズに応じた保証制度の改正等を期待したい。また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に引き続き取り組むほか、利用者の利便性向上や業務効率化に資するため、信用保証業務の電子化等の継続した推進を期待したい。

期中管理部門について、まず経営支援では、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」を始めとした各支援機関との情報交換会や各種セミナー等を通じて、金融機関や関係機関と情報共有を図るとともに、経営支援の取組実績やそのノウハウの蓄積に加え、経営支援の効果検証を実施している。また、創業応援チームによる創業前から創業後までの一貫した支援や、中小企業者が抱えている経営課題解決のため、職員が専門家と協働して専門家派遣事業を実施しているほか、経営者との経営課題・将来目標等の共有による、資金繰り予定表の策定支援及び成長応援支援を実施している。次に期中管理では、

金融機関との対話や連携により、中小企業者の業況変化等の情報共有に努め、正常化に向けた柔軟な取り組みを推進している。また、延滞・事故案件については、管理徹底や早期対応により正常化を図りつつ、適時適切な代位弁済の実施に努めていることがうかがえる。

今後も、コロナ禍を契機に多様化している経営課題に対応した、業績改善・生産性向上を後押しするため、各支援機関との連携及び保証協会による直接支援の充実に向け、その体制を強化しつつ、経営支援の効果検証・企業の現状把握にも努める等、継続的な支援に期待したい。期中管理についても、中小企業者の業況等の早期把握に努め、正常化に向けた借り換えの推進や、実情に即した柔軟な条件変更の実施、適時適切な代位弁済に向けた対応を引き続き期待したい。

回収部門について、面談交渉の早期着手や任意処分を積極的に推進した結果、計画額を上回る実績となった。管理実益のない求償権は管理事務停止・求償権整理のほか、保証協会債権回収㈱の積極活用やコンビニ収納代行サービスの導入等により、回収業務の効率化に努めている。また、部門横断的に連携し、債権放棄、不等価譲渡等の再生支援に取り組んでいることがうかがえる。

経営者保証見直し等の社会情勢の変化を踏まえながら、今後も求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、求償権消滅保証等の事業再生支援についても、金融機関・関係機関等と連携しながら、引き続き積極的な対応に努められるよう期待したい。

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議や業務・会計監査を通じた経営の透明性の確保への取り組みに加え、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力等への対応等による不正防止、SDGsに関する各種取り組みを実施している。さらに、保証協会の果たすべき役割や認知度向上のための情報発信にも努めている。また、継続的な人材育成による職員の能力向上、働きやすい職場環境の整備等を通じた組織体制の充実や強化にも努めつつ、デジタル化を含む業務全般の改善及び効率化にも取り組んでいることがうかがえる。

今後も、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に向け、ガバナンスの強化、経営の健全性の確保、職員の能力向上、積極的な情報発信等に努められるよう期待したい。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細かに取り組むほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業者への更なる支援の充実に期待したい。

# 令和6年度事業報告

## ● 事業概況

### 1 事業方針

令和6年度は、コロナ禍からの正常化が進む一方、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）を取り巻く環境は、原材料・エネルギー価格の高騰や人材不足等、依然として厳しい状況となっている。こうした経営環境にある中小企業者に対し、個々の企業に寄り添った資金繰り支援に加え、生産性向上や持続的な成長に向けた取り組みのほか、創業時における経営者の積極的な事業展開、円滑な事業承継及び早期の事業再生着手、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組んだ。

併せて、中小企業者や金融機関等の利便性向上や業務効率化に加え、保証協会の認知度向上及び関係性強化を推進した。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び令和6年度の年度経営計画に基づき、以下の事項を重点項目として業務に取り組んだ。

- ア 中小企業者のライフステージやニーズに応じた保証制度の活用、信用保証協会電子受付システムの導入・利用拡大、協会業務の効果的な情報発信
- イ 支援機関との連携や信用保証協会による直接支援の充実に向けた支援体制の強化、経営支援実施企業と未実施企業の比較・効果検証の実施
- ウ 金融機関との連携による、中小企業者の実情に即した柔軟な対応、及び返済緩和先の正常化に向けた取り組みの推進
- エ 効率的かつ効果的な管理回収及び事業再生等への柔軟な取り組み
- オ 経営の透明性及び健全性の確保、DXを含む業務の効率化、職員一人ひとりのスキルアップとワークライフバランス実現に向けた取り組み

### 2 業績

(金額単位：千円)

| 項 目                |     | 令和6年度<br>(71期) | 令和5年度<br>(70期) | 前 年 度 比      |         |
|--------------------|-----|----------------|----------------|--------------|---------|
|                    |     |                |                | 増 減 (△)      | 比 率 (%) |
| 保 証 申 込            | 件 数 | 8,217          | 8,358          | △ 141        | 98.3    |
|                    | 金 額 | 99,935,499     | 99,749,625     | 185,874      | 100.2   |
| 保 証 承 諾            | 件 数 | 8,181          | 8,328          | △ 147        | 98.2    |
|                    | 金 額 | 99,439,499     | 99,106,775     | 332,724      | 100.3   |
| 保証債務残高             | 件 数 | 31,958         | 32,468         | △ 510        | 98.4    |
|                    | 金 額 | 385,691,771    | 413,693,580    | △ 28,001,809 | 93.2    |
| 保 証 債 務<br>平 均 残 高 | 件 数 | 32,154         | 32,962         | △ 808        | 97.5    |
|                    | 金 額 | 397,660,529    | 428,132,161    | △ 30,471,632 | 92.9    |



## (1) 保 証 ( ) は前年度比

## ① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は8,217件(98.3%)で、99,935,499千円(100.2%)、保証承諾は8,181件(98.2%)で、99,439,499千円(100.3%)となりました。

また、保証債務残高は31,958件(98.4%)で、385,691,771千円(93.2%)となりました。

## ② 保証承諾の内容

| 項 目   | 区 分                 | 構成比              |
|-------|---------------------|------------------|
| 金融機関別 | 都市銀行                | 0.0%             |
|       | 地方銀行                | 44.8%            |
|       | 第二地方銀行協会加盟行         | 24.8%            |
|       | 信用金庫                | 22.2%            |
|       | 信用組合                | 7.7%             |
|       | 政府系金融機関             | 0.5%             |
| 金額別   | 5,000千円以下           | 11.8%            |
|       | 5,000千円超10,000千円以下  | 12.7%            |
|       | 10,000千円超50,000千円以下 | 58.7%            |
|       | 50,000千円超80,000千円以下 | 8.0%             |
|       | 80,000千円超1億円以下      | 3.3%             |
|       | 1億円超                | 5.5%             |
|       | 1件平均保証承諾額           | 12,155千円(102.1%) |
| 期間別   | 6カ月以内               | 12.3%            |
|       | 6カ月超1年以内            | 16.9%            |
|       | 1年超3年以内             | 38.1%            |
|       | 3年超5年以内             | 8.3%             |
|       | 5年超7年以内             | 13.7%            |
|       | 7年超10年以内            | 8.5%             |
|       | 10年超                | 2.2%             |
|       | 1件平均保証期間            | 3年6カ月(94.6%)     |
| 資金使途別 | 運転資金                | 61.6%            |
|       | 設備資金                | 9.0%             |
|       | 運転設備資金              | 29.4%            |
| 業種別   | 卸・小売業               | 24.8%            |
|       | 建設業                 | 27.7%            |
|       | 製造業                 | 23.9%            |
|       | サービス業               | 13.3%            |
|       | その他                 | 10.3%            |

## (2) 代位弁済及び求償権の管理 ( ) は前年度比

### ① 代 位 弁 済

代位弁済は479件（118.0%）で、6,449,866千円（137.4%）となり、件数で73件増加し、金額で1,756,975千円増加しました。

また、1件平均代位弁済額は、13,465千円（116.5%）となりました。

なお、企業者数は170企業で、1企業当たりの代位弁済口数では2.8口、同代位弁済額は37,940千円（118.0%）となりました。

### ② 回 収

回収は67件（121.8%）で、794,307千円（106.0%）となりました。

### ③ 求償権償却

求償権の償却は443件、6,092,541千円、期末求償権は287件（112.1%）で、1,513,963千円（118.2%）となりました。

## 3 事業展望

金融機関をはじめ関係機関との連携により、中小企業者の現況把握に努め、原材料・エネルギー価格の高騰、人材不足等の外部環境の変化へ対応するための各種支援を実施するほか、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正を踏まえた取り組みを推進する。

中小企業者に寄り添った資金繰り支援を行い、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に引き続き取り組んでいく。また、昨年度から利用開始された信用保証協会電子受付システムの金融機関の利用拡大等、信用保証業務の電子化を推進するほか、認知度向上及び関係性強化のために、当協会の業務内容や取り組み等を分かりやすく発信する。

中小企業者の多様化した経営課題に対応するため、各支援機関と連携し、経営改善支援のみならず創業支援、事業承継支援、事業再生支援等の実施や、経営支援の効果検証を行い、業況の改善が進んでいない企業へ継続的な支援を行う。また、経営支援部門に新たに経営支援グループと再生支援・営業店サポートグループの2つの担当を置き、経営支援機能の充実・強化を図る。

併せて、金融機関と連携し早期に企業の現況把握に努めるとともに、実情に即した柔軟な対応と正常化に向けた取り組みを推進し、適時適切な代位弁済を実施していく。

さらに、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性や健全性を確保し、更なる職員のスキルアップやワークライフバランスの充実等に取り組んでいく。

## ● 基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。

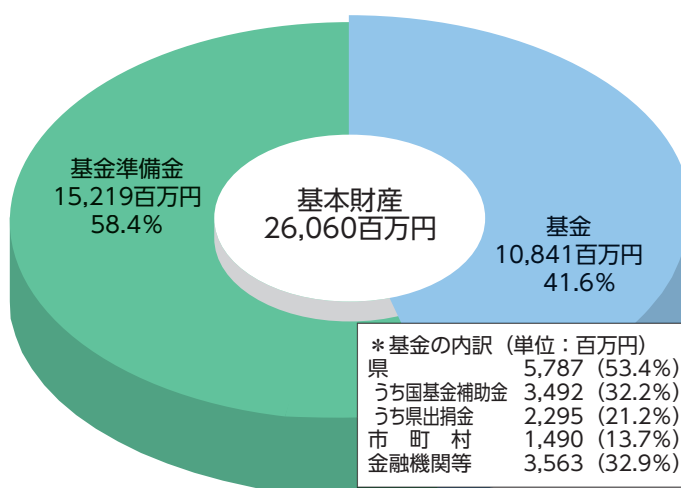
令和6年度末の保証債務残高は3,857億円で基本財産261億円の14.8倍となっています。

### 基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ① 《基金》…県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ② 《基金準備金》…毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分

令和7年3月31日現在



### 令和6年度の基本財産造成

令和6年度の収支差額846,880千円のうち、423,880千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、令和6年度末の基本財産は、26,059,690千円となりました。

### 基本財産の推移

(単位：千円)

| 項 目     | 令和6年度<br>(71期) | 令和5年度<br>(70期) | 令和4年度<br>(69期) | 令和6年度－令和5年度<br>(71期) (70期) |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 基 金     | 10,840,728     | 10,840,728     | 10,840,728     | 0                          |
| 基金準備金   | 15,218,962     | 14,795,081     | 14,162,799     | 423,880                    |
| 基 本 財 産 | 26,059,690     | 25,635,809     | 25,003,527     | 423,880                    |



## ● 貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額         | 科 目            | 金 額         |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| 現 金             | 423         | 基 本 財 産        | 26,059,690  |
| 現 金             | 423         | 基 金            | 10,840,728  |
| 小 切 手           | 0           | 基 金 準 備 金      | 15,218,962  |
| 預 け 金           | 6,180,785   | 制度改革促進基金       | 0           |
| 当 座 預 金         | 0           | 収支差額変動準備金      | 9,573,791   |
| 普 通 預 金         | 1,725,038   | 責 任 準 備 金      | 2,761,827   |
| 通 知 預 金         | 0           | 求償権償却準備金       | 499,608     |
| 定 期 預 金         | 4,430,000   | 退職給与引当金        | 734,629     |
| 郵 便 貯 金         | 25,747      | 損 失 補 償 金      | 18,811      |
| 金 銭 信 託         | 0           | 保 証 債 務        | 385,691,771 |
| 有 価 証 券         | 35,274,714  | 求償権補てん金        | 0           |
| 国 債             | 0           | 保 険 金          | 0           |
| 地 方 債           | 8,600,000   | 損 失 補 償 補 てん 金 | 0           |
| 社 債             | 26,671,714  | 借 入 金          | 0           |
| 株 式             | 3,000       | 長 期 借 入 金      | 0           |
| 受 益 証 券         | 0           | (うち日本政策金融公庫分)  | 0           |
| その他有価証券         | 0           | 短 期 借 入 金      | 0           |
| 新 株 予 約 権       | 0           | (うち日本政策金融公庫分)  | 0           |
| 再 生 フ ァ ン ド 出 資 | 0           | 収支差額変動準備金造成資金  | 0           |
| 動 産 ・ 不 動 産     | 596,704     | 雑 勘 定          | 4,784,577   |
| 事 業 用 不 動 産     | 521,034     | 仮 受 金          | 19,867      |
| 事 業 用 動 産       | 75,670      | 保 険 納 付 金      | 54,327      |
| 所 有 動 産 ・ 不 動 産 | 0           | 損 失 補 償 納 付 金  | 2,699       |
| 損失補償金見返         | 18,811      | 未 経 過 保 証 料    | 4,698,166   |
| 保証債務見返          | 385,691,771 | 未 払 保 険 料      | 2,017       |
| 求 償 権           | 1,513,963   | 未 払 費 用        | 7,500       |
| 譲 受 債 権         | 0           |                |             |
| 雑 勘 定           | 847,530     |                |             |
| 仮 払 金           | 3,136       |                |             |
| 保 証 金           | 0           |                |             |
| 厚 生 基 金         | 44,685      |                |             |
| 連 合 会 勘 定       | 12,292      |                |             |
| 未 収 利 息         | 53,752      |                |             |
| 未 経 過 保 険 料     | 733,665     |                |             |
| 合 計             | 430,124,702 | 合 計            | 430,124,702 |

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統計

# 貸借対照表の用語解説

| 借 方                                                                                         |         | 貸 方                                                                                   |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 現金・預け金<br>保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。                                                     | 現金・預け金  | 基本財産<br>一般企業の資本金に相当するものです。<br>地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。 | 基本財産      |
| 有価証券<br>安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。                                                    | 有価証券    | 制度改革促進基金<br>部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。                                         | 制度改革促進基金  |
|                                                                                             |         | 収支差額変動準備金<br>収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。                                  | 収支差額変動準備金 |
|                                                                                             |         | 責任準備金<br>将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。                                      | 責任準備金     |
|                                                                                             |         | 求償権償却準備金                                                                              | 求償権償却準備金  |
|                                                                                             |         | 退職給与引当金                                                                               | 退職給与引当金   |
| 損失補償金見返<br>貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。                                                       | 損失補償金見返 | 損失補償金<br>地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。                           | 損失補償金     |
| 保証債務見返<br>貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。                                                         | 保証債務見返  | 保証債務<br>保証債務残高を計上しています。                                                               | 保証債務      |
|                                                                                             |         |                                                                                       |           |
| 求償権<br>金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失保証金償却・自己償却分）を控除した金額です。 | 求償権     | 借入金<br>日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。<br>※当協会では借入金はありません。                                   | 借入金       |
| 未経過保険料<br>当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。                                   | 未経過保険料  | 未経過保証料<br>受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。                                              | 未経過保証料    |
|                                                                                             | その他     | その他                                                                                   |           |

当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統

計

## ● 収支計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| 経 常 支 出       | 2,968,586 | 経 常 収 入         | 4,447,695 |
| 業 務 費         | 1,157,892 | 保 証 料           | 3,786,947 |
| 借 入 金 利 息     | 0         | 預 け 金 利 息       | 18,106    |
| 信 用 保 険 料     | 1,747,621 | 有価証券利息・配当金      | 192,648   |
| 責任共有負担金納付金    | 0         | 調 査 料           | 0         |
| 雑 支 出         | 63,072    | 延 滞 保 証 料       | 4,536     |
|               |           | 損 害 金           | 12,064    |
|               |           | 事 務 補 助 金       | 10,416    |
|               |           | 責 任 共 有 負 担 金   | 396,528   |
|               |           | 雑 収 入           | 26,452    |
| 経常収支差額        | 1,479,110 |                 |           |
| 経 常 外 支 出     | 9,355,888 | 経 常 外 収 入       | 8,723,659 |
| 求 償 権 償 却     | 6,092,541 | 償 却 求 償 権 回 収 金 | 132,224   |
| 譲 受 債 権 償 却   | 0         | 責 任 準 備 金 戻 入   | 2,863,384 |
| 有 価 証 券 償 却   | 0         | 求償権償却準備金戻入      | 422,721   |
| 雑 勘 定 償 却     | 1,363     | 求償権補てん金戻入       | 5,305,329 |
| 退 職 金         | 160       | 補 助 金           | 0         |
| 責 任 準 備 金 繰 入 | 2,761,827 | そ の 他 収 入       | 0         |
| 求償権償却準備金繰入    | 499,608   |                 |           |
| そ の 他 支 出     | 390       |                 |           |
| 経 常 外 収 支 差 額 | △ 632,229 |                 |           |
| 制度改革促進基金取崩額   | 0         |                 |           |
| 収支差額変動準備金取崩額  | 0         |                 |           |
| 当 期 収 支 差 額   | 846,880   |                 |           |
| 収支差額変動準備金繰入額  | 423,000   |                 |           |
| 基 本 財 産 繰 入 額 | 423,880   |                 |           |

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

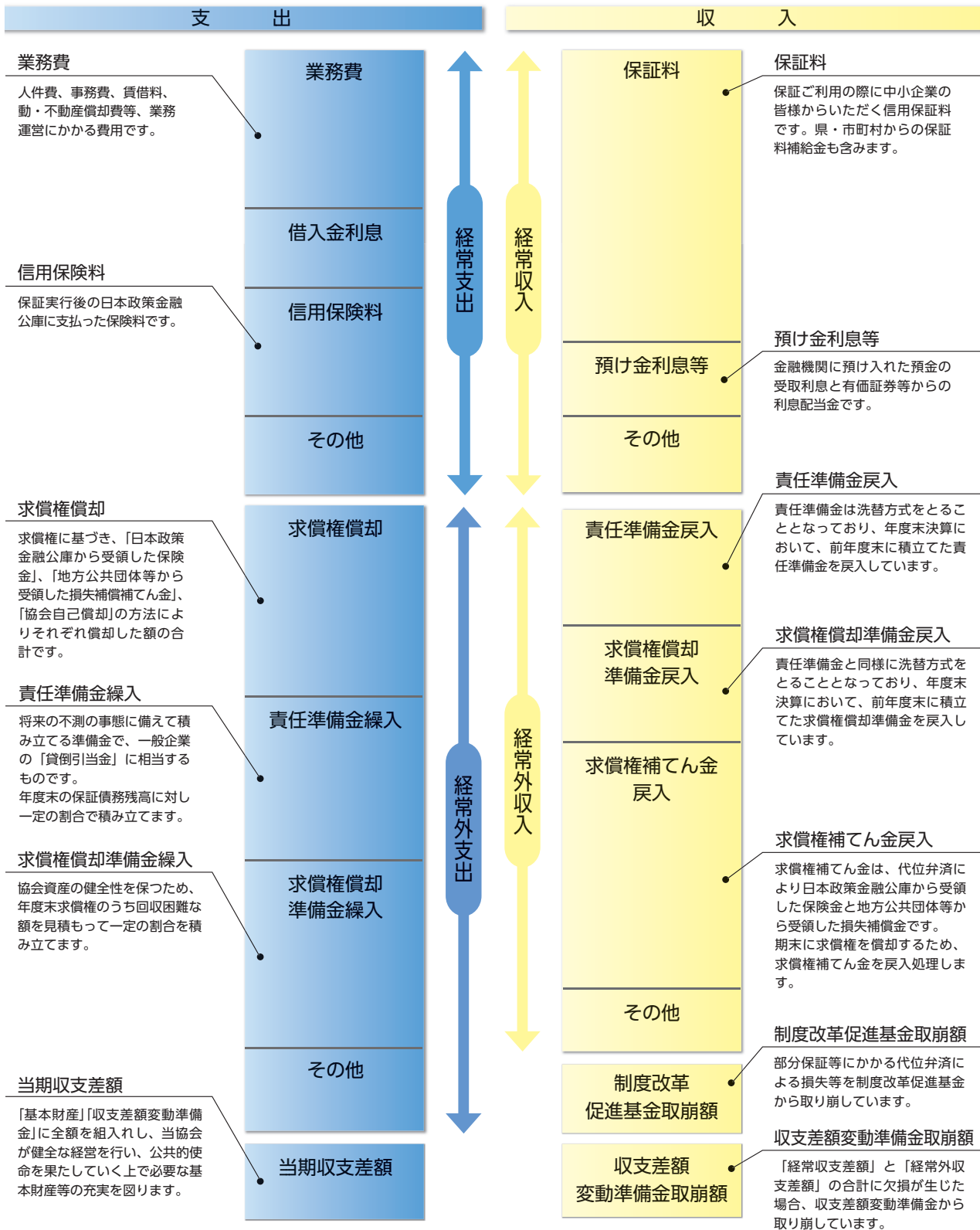
令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統計



# 収支計算書の用語解説



当協会の概要

信用補完制度について

信用保証の内容

経営計画

令和6年度の主な取り組み

令和6年度事業報告

統

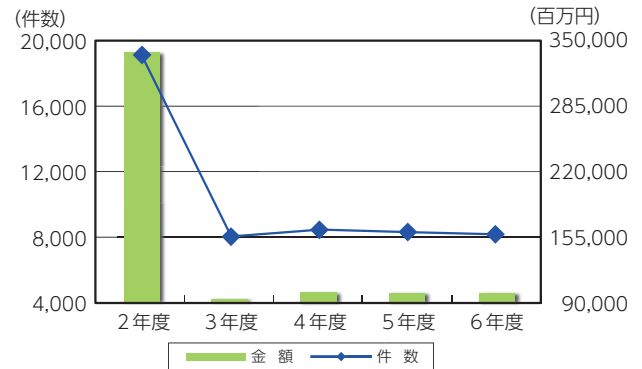
計

# 統計

## ●信用保証業務の推移（過去5年間）

### 保証承諾

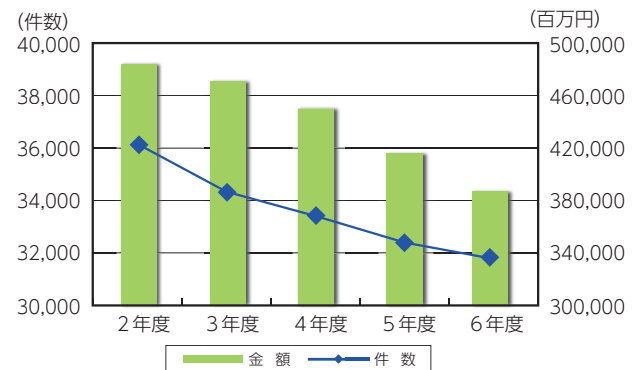
|     | 件数     | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-----|--------|-------------|---------|
| 2年度 | 19,120 | 338,231     | 274.8   |
| 3年度 | 8,045  | 93,827      | 27.7    |
| 4年度 | 8,455  | 100,118     | 106.7   |
| 5年度 | 8,328  | 99,107      | 99.0    |
| 6年度 | 8,181  | 99,439      | 100.3   |



保証承諾は前年度並みの実績となった。県内中小企業者の資金需要は、令和3年度以降、落ち着いた状況が続いている。

### 保証債務残高

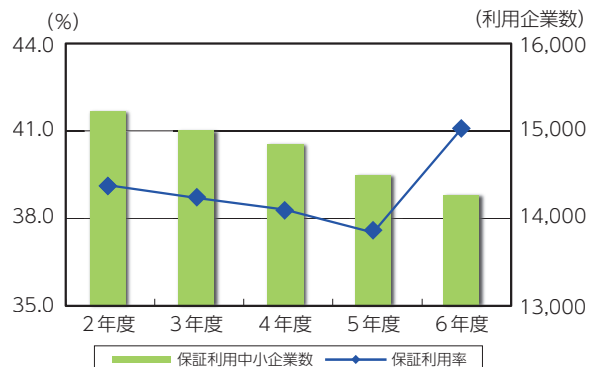
|     | 件数     | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-----|--------|-------------|---------|
| 2年度 | 36,126 | 483,793     | 165.5   |
| 3年度 | 34,312 | 467,772     | 96.7    |
| 4年度 | 33,466 | 445,067     | 95.2    |
| 5年度 | 32,468 | 413,694     | 93.0    |
| 6年度 | 31,958 | 385,692     | 93.2    |



新型コロナ関連資金の多くが返済を開始していることから、保証債務残高は減少傾向にあるが、コロナ禍以前よりも高い水準を維持した。

### 保証利用率・保証利用中小企業数

|     | 保証利用率 | 保証利用<br>中小企業数 | 前年度比(%) |
|-----|-------|---------------|---------|
| 2年度 | 39.3  | 15,229        | 113.7   |
| 3年度 | 38.8  | 15,007        | 98.5    |
| 4年度 | 38.3  | 14,843        | 98.9    |
| 5年度 | 37.4  | 14,489        | 97.6    |
| 6年度 | 41.1  | 14,203        | 98.0    |

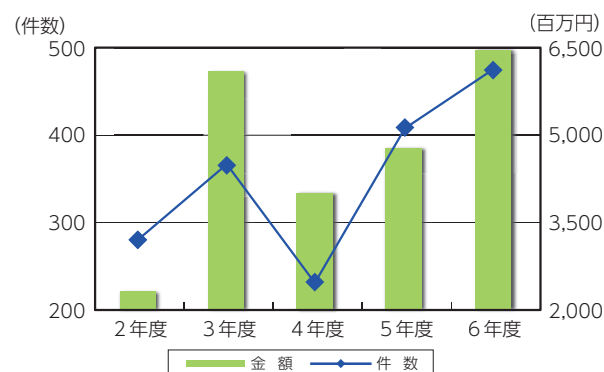


新型コロナ関連資金の影響から大きく増加した令和2年度と比較し、減少傾向にあるものの、東北6県の平均保証利用率39.7%を上回る実績となった。

※令和6年度は県内中小企業数（分母）を見直したため、利用率が増加した。

## 代位弁済（元利合計）

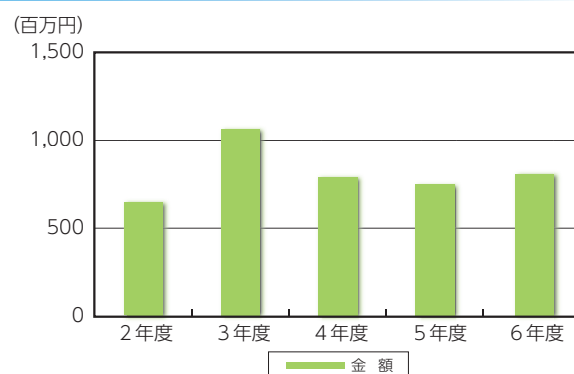
|     | 件数  | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-----|-----|-------------|---------|
| 2年度 | 272 | 2,283       | 71.7    |
| 3年度 | 359 | 5,978       | 261.8   |
| 4年度 | 234 | 3,888       | 65.0    |
| 5年度 | 406 | 4,693       | 120.7   |
| 6年度 | 479 | 6,450       | 137.4   |



倒産企業件数及び再生関連事案の増加などの影響を受け、前年度を上回る実績となった。

## 回収金額（対債務者元金）

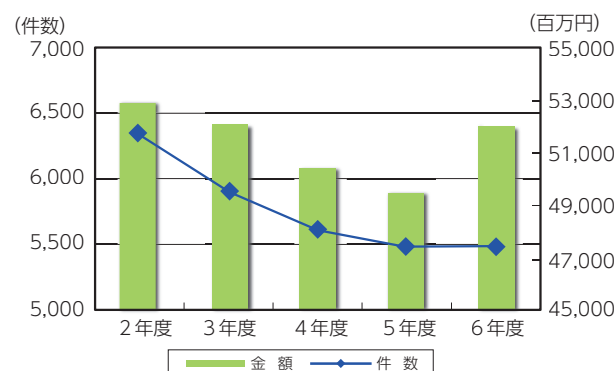
|     | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-----|-------------|---------|
| 2年度 | 654         | 60.6    |
| 3年度 | 1,063       | 162.4   |
| 4年度 | 792         | 74.6    |
| 5年度 | 749         | 94.6    |
| 6年度 | 794         | 106.0   |



任意処分が低調であったものの破産事件の増加や競売にて大口回収があったことから前年度を上回る実績となった。

## 求償権残高（対債務者）

|     | 件数    | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-----|-------|-------------|---------|
| 2年度 | 6,300 | 52,935      | 97.9    |
| 3年度 | 5,887 | 51,900      | 98.1    |
| 4年度 | 5,638 | 50,426      | 97.2    |
| 5年度 | 5,474 | 49,363      | 97.9    |
| 6年度 | 5,489 | 51,886      | 105.1   |



回収の効率性向上として求償権整理等を進めたものの、代位弁済額の増加により、求償権残高も増加した。

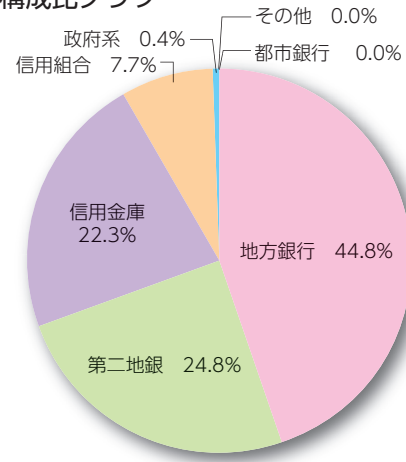


## ● 金融機関別保証状況（令和6年度）

## 保証承諾

|      | 件数    | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|------|-------|-------------|---------|
| 都市銀行 | 0     | 0           | —       |
| 地方銀行 | 2,932 | 44,579      | 109.3   |
| 第二地銀 | 1,764 | 24,659      | 93.7    |
| 信用金庫 | 2,327 | 22,122      | 92.5    |
| 信用組合 | 1,140 | 7,650       | 100.2   |
| 政府系  | 17    | 418         | 104.9   |
| その他  | 1     | 12          | —       |
| 合計   | 8,181 | 99,439      | 100.3   |

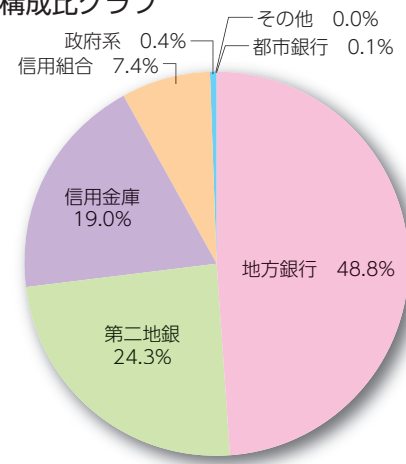
## ■金額構成比グラフ



## 保証債務残高

|      | 件数     | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|------|--------|-------------|---------|
| 都市銀行 | 11     | 254         | 89.4    |
| 地方銀行 | 12,653 | 188,385     | 92.6    |
| 第二地銀 | 6,644  | 93,883      | 91.6    |
| 信用金庫 | 8,262  | 73,157      | 97.1    |
| 信用組合 | 4,276  | 28,415      | 93.3    |
| 政府系  | 103    | 1,550       | 90.3    |
| その他  | 9      | 48          | 109.5   |
| 合計   | 31,958 | 385,692     | 93.2    |

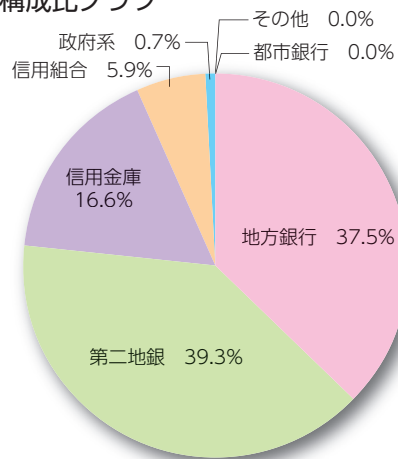
## ■金額構成比グラフ



## 代位弁済（元利合計）

|      | 件数  | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|------|-----|-------------|---------|
| 都市銀行 | 0   | 0           | —       |
| 地方銀行 | 148 | 2,417       | 102.9   |
| 第二地銀 | 137 | 2,537       | 255.9   |
| 信用金庫 | 133 | 1,072       | 117.5   |
| 信用組合 | 59  | 378         | 91.7    |
| 政府系  | 2   | 45          | 159.6   |
| その他  | 0   | 0           | —       |
| 合計   | 479 | 6,450       | 137.4   |

## ■金額構成比グラフ



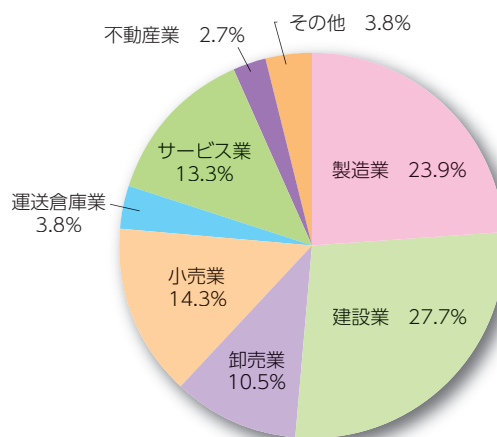
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 業種別保証状況（令和6年度）

## 保証承諾

|         | 件 数   | 金 額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|---------|-------|--------------|---------|
| 製 造 業   | 1,470 | 23,792       | 106.8   |
| 建 設 業   | 2,584 | 27,586       | 101.3   |
| 卸 売 業   | 592   | 10,397       | 103.8   |
| 小 売 業   | 1,332 | 14,219       | 93.8    |
| 運送倉庫業   | 204   | 3,808        | 112.5   |
| サービス業   | 1,244 | 13,183       | 97.5    |
| 不 動 産 業 | 208   | 2,711        | 89.4    |
| そ の 他   | 547   | 3,743        | 83.3    |
| 合 計     | 8,181 | 99,439       | 100.3   |

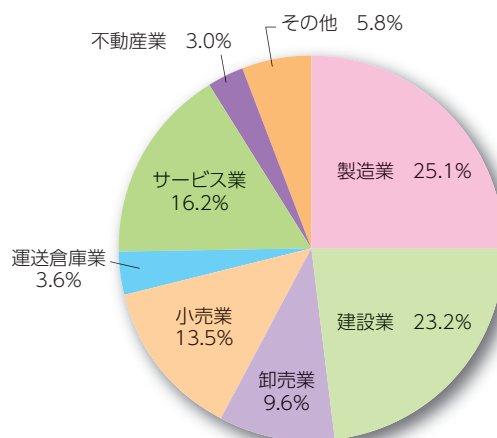
■金額構成比グラフ



## 保証債務残高

|         | 件 数    | 金 額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|---------|--------|--------------|---------|
| 製 造 業   | 6,031  | 96,604       | 92.9    |
| 建 設 業   | 8,147  | 89,456       | 93.6    |
| 卸 売 業   | 2,219  | 37,133       | 93.1    |
| 小 売 業   | 4,916  | 52,243       | 92.7    |
| 運送倉庫業   | 799    | 14,065       | 93.8    |
| サービス業   | 5,533  | 62,406       | 94.3    |
| 不 動 産 業 | 917    | 11,440       | 96.2    |
| そ の 他   | 3,396  | 22,343       | 89.9    |
| 合 計     | 31,958 | 385,692      | 93.2    |

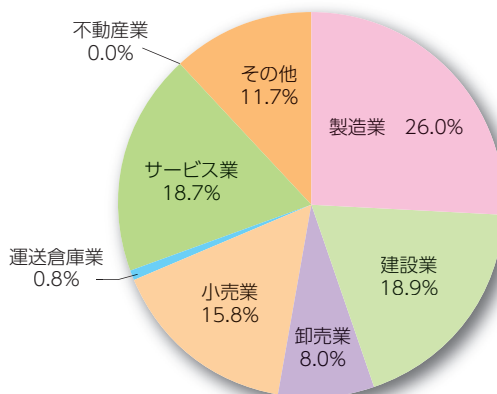
■金額構成比グラフ



## 代位弁済（元利合計）

|         | 件 数 | 金 額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|---------|-----|--------------|---------|
| 製 造 業   | 98  | 1,678        | 280.3   |
| 建 設 業   | 110 | 1,220        | 152.4   |
| 卸 売 業   | 41  | 515          | 101.1   |
| 小 売 業   | 65  | 1,021        | 156.1   |
| 運送倉庫業   | 5   | 49           | 149.6   |
| サービス業   | 100 | 1,208        | 98.2    |
| 不 動 産 業 | 1   | 2            | 2.2     |
| そ の 他   | 59  | 757          | 97.3    |
| 合 計     | 479 | 6,450        | 137.4   |

■金額構成比グラフ



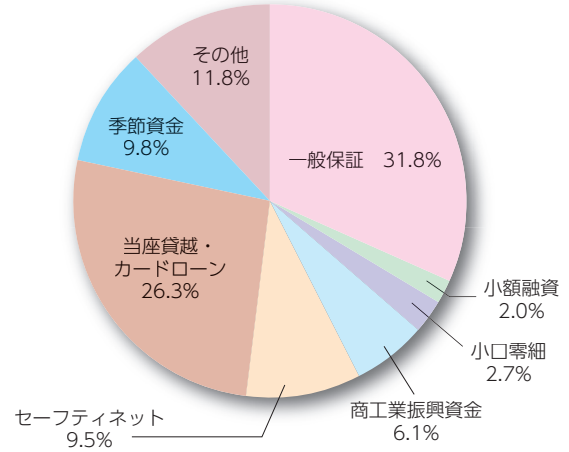
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 制度別保証状況（令和6年度）

## 保証承諾

|             | 件数    | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-------------|-------|-------------|---------|
| 一般保証        | 2,164 | 31,589      | 93.7    |
| 小額融資        | 212   | 1,959       | 111.7   |
| 小口零細        | 842   | 2,673       | 108.0   |
| 商工業振興資金     | 262   | 6,077       | 107.3   |
| セーフティネット    | 383   | 9,493       | 73.2    |
| 当座貸越・カードローン | 3,061 | 26,109      | 107.1   |
| 季節資金        | 672   | 9,783       | 92.7    |
| その他         | 585   | 11,758      | 154.2   |
| 合計          | 8,181 | 99,439      | 100.3   |

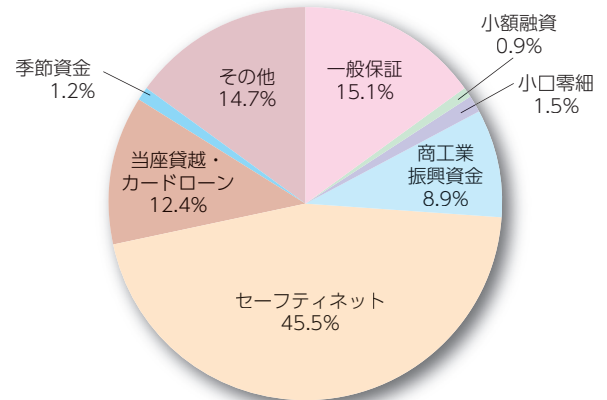
■ 金額構成比グラフ



## 保証債務残高

|             | 件数     | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-------------|--------|-------------|---------|
| 一般保証        | 4,701  | 58,298      | 103.9   |
| 小額融資        | 666    | 3,514       | 113.4   |
| 小口零細        | 2,792  | 5,644       | 108.9   |
| 商工業振興資金     | 1,935  | 34,219      | 100.1   |
| セーフティネット    | 11,897 | 175,359     | 85.7    |
| 当座貸越・カードローン | 5,876  | 47,490      | 97.9    |
| 季節資金        | 304    | 4,538       | 93.2    |
| その他         | 3,787  | 56,630      | 99.2    |
| 合計          | 31,958 | 385,692     | 93.2    |

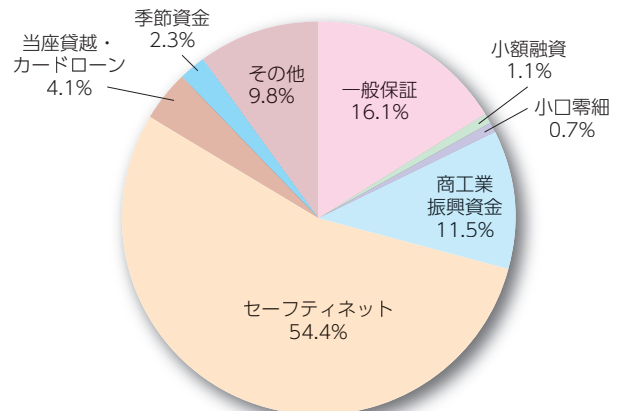
■ 金額構成比グラフ



## 代位弁済（元利合計）

|             | 件数  | 金額<br>(百万円) | 前年度比(%) |
|-------------|-----|-------------|---------|
| 一般保証        | 91  | 1,041       | 156.7   |
| 小額融資        | 16  | 71          | 126.4   |
| 小口零細        | 25  | 48          | 112.0   |
| 商工業振興資金     | 22  | 742         | 326.7   |
| セーフティネット    | 223 | 3,508       | 129.1   |
| 当座貸越・カードローン | 54  | 262         | 130.4   |
| 季節資金        | 11  | 145         | 3387.4  |
| その他         | 37  | 633         | 81.3    |
| 合計          | 479 | 6,450       | 137.4   |

■ 金額構成比グラフ

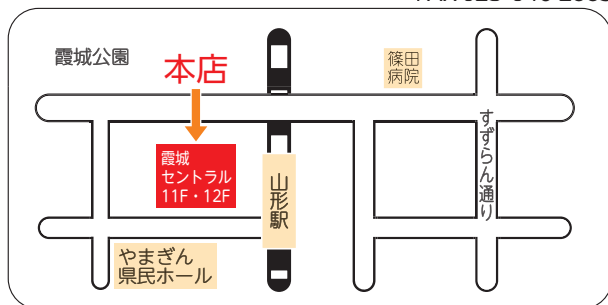


※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

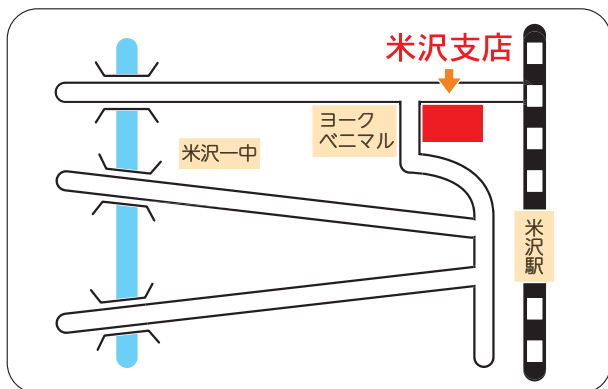


# 営業店舗のご案内

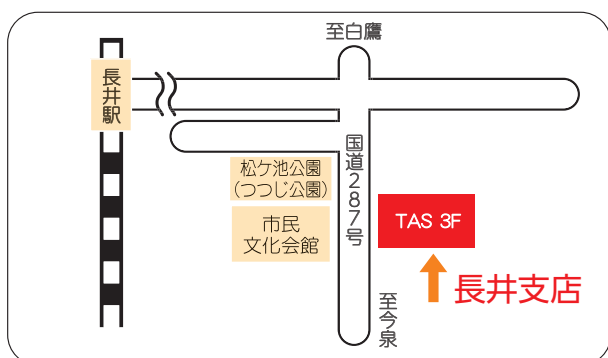
- ◎本 店 〒990-8580  
山形市城南町一丁目1番1号  
霞城セントラル内
- 12F 総務部（総務統括課） TEL 023-647-2245  
（システム経理課） TEL 023-647-2246  
企業支援部（企画・DX推進課、経営支援課、保証審査課） TEL 023-647-2247
- 11F 管理部（管理回収課） TEL 023-647-2241  
（代位弁済課） TEL 023-647-2248  
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201
- 11F 本店営業部（保証第1グループ、保証第2グループ）  
TEL 023-647-2240  
FAX 023-646-2883



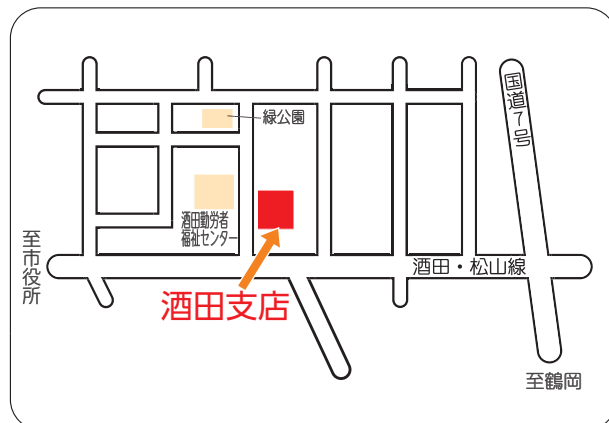
- ◎米沢支店 〒992-0027  
米沢市駅前三丁目1番91号  
TEL 0238-23-7630  
FAX 0238-24-5647



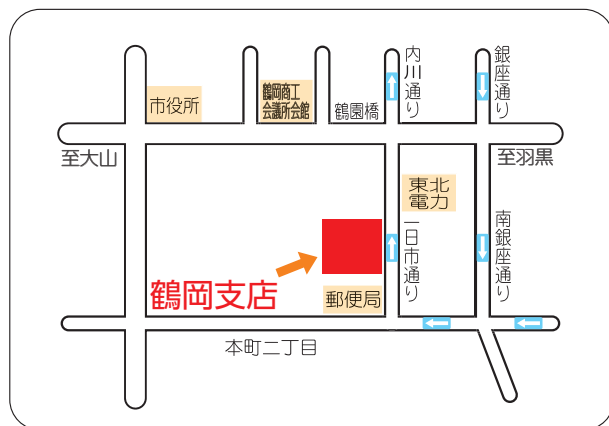
- ◎長井支店 〒993-0011  
長井市館町北6番27号  
TEL 0238-84-1674  
FAX 0238-84-1012



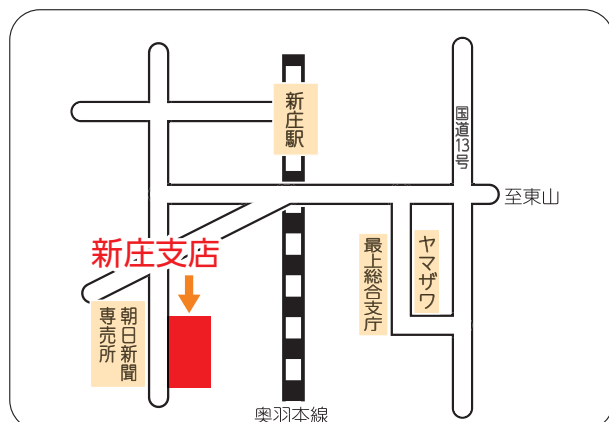
- ◎酒田支店 〒998-0858  
酒田市緑町20番60号  
TEL 0234-22-7644  
FAX 0234-24-3315



- ◎鶴岡支店 〒997-0034  
鶴岡市本町二丁目7番5号  
TEL 0235-22-6122  
FAX 0235-24-6388



- ◎新庄支店 〒996-0031  
新庄市末広町8番21号  
TEL 0233-22-3171  
FAX 0233-22-7035



DISCLOSURE 2025

令和7年8月発行

発行 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内

TEL 023(647)2245 FAX 023(647)3201

URL <https://www.ysh.or.jp/>

## やまぼん誕生

プロフィールはHPを要チェックだぼん

